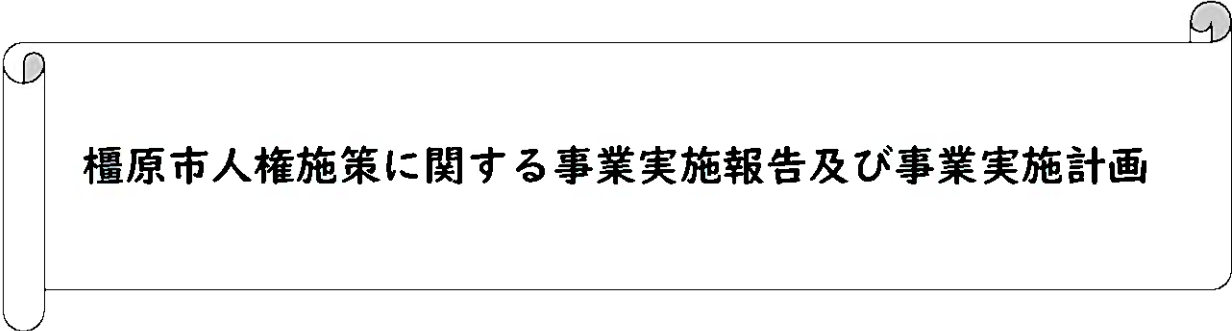




檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

2024（令和6）年度版

檀原市人権問題啓発推進本部

目 次

はじめに	1
------------	---

I 主な取組の概要

第1 人権教育・啓発

1 人権教育	3
2 人権啓発	4
3 人権相談・支援	5

第2 重要課題

◇ 部落差別問題（同和問題）	5
◇ 女性	7
◇ 子ども	8
◇ 高齢者	10
◇ 障がいのある人	10
◇ 外国人	12
◇ HIV感染者・ハンセン病患者等	13
◇ 性的マイノリティ（LGBTQなど）	13
◇ インターネット等による人権侵害	14
◇ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	14
◇ さまざまな人権	15

II 各課の主な取組の概要

一覧表	16
1 企画政策課	18
2 企画政策課／人権政策課／人権・地域教育課	20
3 人事課	21
4 人権政策課	23
5 飛騨コミュニティセンター	38
6 大久保コミュニティセンター	40
7 市民窓口課	43
8 地域振興課	44
9 健康増進課	45
10 こども未来課	46
11 こども家庭課	47
12 福祉総務課	48
13 障がい福祉課	52
14 障がい福祉課／長寿介護課	53
15 長寿介護課	54
16 公園緑地景観課	55
17 建設管理課	57
18 学校教育課	58
19 学校教育課／こども発達支援課	60

20	人権・地域教育課	61
21	生涯学習課	71
22	生涯学習課／図書館	72
23	こども発達支援課	73
24	選挙管理委員会事務局	74

Ⅲ 資料編

第1 重要課題の分野別資料

女性	75
子ども	76
高齢者	77
障がいのある人	78
外国人	79
H I V感染者等	80
インターネット等による人権侵害	80
北朝鮮当局によって拉致された被害者	81
さまざまな人権	81

第2 各課の主な取組の概要資料

人事課	82
人権政策課	83
大久保コミュニティセンター	85
人権・地域教育課	85
福祉総務課	87
長寿介護課	87
こども家庭課	88
学校教育課	90

第3 関連法令・方針等

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	91
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	91
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	92
部落差別の解消の推進に関する法律	92
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	93
奈良県部落差別の解消の推進に関する条例	94
橿原市人権擁護に関する条例	95
橿原市男女共同参画推進条例	95
橿原市部落差別の解消の推進に関する条例	96
橿原市人権審議会規則	97
橿原市人権問題啓発推進本部設置規程	97
橿原市人権教育の推進についての基本方針	98
在日外国人（主として韓国・朝鮮人）教育に関する指導指針	99

はじめに

2023（令和5）年、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、感染症としての脅威は依然として残りながらも、ここ数年にわたり社会全体のあらゆる行動を制限、阻害した、所謂「コロナ禍」は一定の終息を見せました。

このコロナ禍において我々が直面したのは、単なる感染症としての脅威だけでなく、感染者やその家族、医療従事者に対するいわれなき差別等といった、新たな人権侵害です。

かつて日本でハンセン病患者が強制隔離され、その関係者、家族が不当な差別を受けてきた歴史が、感染症への恐怖から生じる差別の根深さ、解決の難しさを物語っています。

またコロナ禍が終息した今も、各国で今なお起こり続ける紛争をはじめ、世界中で日々新たな人権問題が生まれ、人々を苦しめ続けています。

我々は他者への優しさを失わず、互いに思いやり、どこの国の人々とも友人となれるような社会を改めて作り上げていかなければなりません。

過去のあらゆる人権侵害の歴史を踏まえ、国連では、すべての人々の基本的人権の確立が世界平和の基礎であるとの考えに基づいて1948（昭和23）年12月10日に「世界人権宣言」を採択しました。

その後、社会権規約等の人権関係諸条約を採択し、「人権教育のための国連10年」をはじめとする国際年を設定するなど、人権確立に向けた国際的な取組が進められてきています。

我が国においても1946（昭和21）年に基本的人権を明文化した「日本国憲法」制定以降、数々の基本法・個別法において基本的人権を擁護してきました。また1997（平成9）年には「人権教育のための国連10年」国内行動計画を策定し、2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定するなど、さまざまな人権問題に関する法的整備が進められています。

近年では、2016（平成28）年に「女性活躍推進法」、そして人権三法といわれる「障害者差別解消法」・「ヘイトスピーチ規制法」・「部落差別解消推進法」が施行され、以降も2019（平成31）年の「アイヌ新法」、2022（令和4）年の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、2023（令和5）年6月の「性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」といった、相互に人格と個性を尊重しあい共生する社会の実現と人権確立へ向けた法整備が進められています。

また、2024（令和6）年5月には「情報流通プラットフォーム対処法」が公布され、インターネット上での差別、誹謗中傷等にも迅速に対応できるよう、事業者への義務付けがなされました。

奈良県においては、１９９７（平成９）年に、「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」、翌１９９８（平成１０）年に「人権教育のための国連１０年」奈良県行動計画、２００４（平成１６）年に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」や「奈良県犯罪被害者等支援条例」が施行されるなど、豊かな人権文化の創造を目指して取組が進められています。そして、２０１９（平成３１）年には「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が全国に先駆けて成立しました。

橿原市では、１９９６（平成８）年に「橿原市人権擁護に関する条例」、２０００（平成１２）年に「人権教育のための国連１０年」橿原市行動計画、２００７（平成１９）年に「橿原市人権施策に関する基本計画」を策定するなど取組を進めてきました。２０１６（平成２８）年に実施した「橿原市人権問題に関する市民調査」の結果をもとに、２０１９（平成３１）年には、「橿原市人権施策に関する基本計画（改訂版）」を策定して、様々な人権施策に取り組んでいるところです。また、２０１８（平成３０）年に「橿原市手話言語条例」、「橿原市犯罪被害者等支援条例」、２０２１（令和３）年には「橿原市部落差別の解消の推進に関する条例」を制定し、個別の人権課題についても取組を進めています。

しかし、今日においても、部落差別（同和）問題や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ等にかかわる人権問題が多発しています。また、経済格差の拡大による貧困問題やヘイトスピーチ、インターネット等を悪用した人権侵害が顕在化してきています。

すべての人の人権が真に尊重される自由で平等な社会を実現し、すべての人に寛容で包摂する「共生社会」を確立するためには、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが不可欠であり、人権教育、人権啓発の取組は、ますます重要性を増しています。

今後も、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等に則り、橿原市人権施策に関する基本計画の具現化を通じて人権施策を推進します。

I 主な取組の概要

第1 人権教育・啓発

1 人権教育

(1) 学校教育

本市では、「樫原市人権教育の推進についての基本方針」及び「樫原市学校教育の指導方針」等に基づいて、すべての教育活動の基盤に人権教育の理念をしっかりと根付かせ、教育活動全体を通して人権教育を推進してきました。

学校教育においては、一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」ができるようになることをめざしています。そして様々な場面や状況下において、人権が尊重される社会づくりに向けた具体的な態度や行動につながるようにすることを人権教育の目標としています。

市教育委員会では、「一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすこと」「一人ひとりのちがいを豊かさとしてとらえること」「一人ひとりのつながりを大切にすること」を基本視点に、校区の実態や特色を踏まえて、人権教育推進計画の作成をはじめ、組織的・系統的な取組を行うよう引き続き指導します。

また、市立のこども園・幼稚園・小学校・中学校から毎年5校園を「人権教育推進校園」として指定し人権教育の指導法の工夫等に取り組むと共に、人権教育研修会等を通して教職員の資質向上に努めます。さらに、さまざまな教育課題を有する児童生徒を支援するための「児童生徒支援教員」を配置するとともに、引き続き「いじめ・不登校」の課題解決のために指導員と、心理相談員の配置を実施しています。

※文中の「学校」は、こども園、幼稚園、小学校、中学校を意味しています。

(2) 社会教育

生涯にわたって学習の場が保障され、自分らしく豊かに自己実現を図っていくことができる社会の実現は、人権文化のめざすところです。高度情報化などの急激な変化の中、さまざまな情報から何が真実かを読みとり、それを活用する能力をつけることは、学習の場を保障するうえでの大切な要素となります。社会教育においては、生涯のあらゆる機会を通じて人権教育の学習・研修の場づくりに努めてきました。

樫原市人権教育推進協議会による地区別懇談会は新型コロナウイルスが5類に分類されたこともあり前年度の4校区から15校区での開催となり、500人以上の市民が参加して実施されました。研修内容についても「まちづくり」など今関心の高いテーマを設定いただくなど一定の成果が得られています。また、市教育委員会も社会教育関係団体を対象にしたリーダー研修会等を実施してきました。

地区別懇談会は、まちづくりや革細工体験等をテーマに、それぞれの校区人推協で工夫をしながら実施されました。

一方でアンケート結果からは参加者は60代以上が多く、参加者の固定化が懸念される状況があります。課題に対応するため「クイズ形式でわかりやすく楽しく聞けまし

た」などの意見を参考に、対話や交流・体験活動・フィールドワーク等も取り入れ、活性化を図っております。また、チラシの配布などで開催の広報に努め、新規参加者の増加をめざして活動を積み重ねていきます。

市教育委員会では、SNS やインターネット上の書き込みなどの新たな人権問題も課題に据えながら、人権教育の学習内容の工夫・改善を図るとともに、関係団体と連携して取り組みます。また、地域住民の積極的な学校支援活動を通じて学校におけるさまざまな課題解決を図るために設けられた「学校・地域パートナーシップ事業」を活用して、「檀原市子ども人権フォーラム」を引き続き実施します。各種団体が実施する人権教育活動にも支援をします。

2 人権啓発

2019（平成31）年に改訂しました「人権施策に関する基本計画」に基づき、部落差別問題など従来から存在する人権課題に加え、インターネット上での差別事象など近年顕著になってきた人権課題にも対応できるよう努めます。市民一人ひとりが、人権問題を「他人ごと」ではなく「自分ごと」として捉え直し、主体的に正しい知識を習得するとともに、公正に判断して課題を解決できる技能と態度を身につけることができるよう、多様な学習機会の提供や効果的な手法による啓発活動に努めています。

また、その推進にあたってはより高い効果が得られるよう、県、市町村、市民及び各種団体等と緊密な連携を図っています。

7月の「差別をなくす強調月間」では、「人権を考えるつどい」を開催し、社会情勢に合ったテーマの講演や小・中学生による人権作文の発表などを行っています。月間中は人権パネル展の開催、市職員の啓発ワッペン着用等により啓発に努めています。パネル展は12月の「人権週間」でも開催を予定しています。

また、市民を対象とした「かしはらふれあい塾（人権市民講座）」では、多くの市民にさまざまな人権問題に関心を持っていただくように、毎回テーマや手法を変えて実施しています。

様々な啓発機会については、広報かしはらやホームページの人権コーナーに掲載し、市民に対して講演会や学習会への参加を呼びかけることにより、人権意識の高揚に取り組むとともに、人権啓発冊子や啓発物品を配置して市民に手に取ってもらうことにより、啓発効果を高められるように努めています。また、ミグランス等のデジタルサイネージやかしはらナビプラザのLEDビジョン、コミュニティバス車内掲示等を活用し人権啓発を行っています。

様々な人権活動に取り組む団体・個人から構成されている「檀原人権ネットワーク」と今後も緊密に連携し、同団体が主催する「檀原の人権は今」や「ひゅうまんフェスタ」などの取組を通じて、市民一人ひとりの参加による「差別のない檀原市の実現」に努めるなど、関係団体とも有機的な連携を保ちながら、総合的・効果的な人権啓発を進めていきます。

3 人権相談・支援

2023（令和5）年度分として県に提出した人権相談実施状況報告書では6部署における相談件数が、年間1,324件（うち面接による相談件数は702件）で、その相談内容も複雑化・多様化しています。こうした人権相談に迅速かつ効果的に対応するためには、行政機関だけではなく、柔軟で機動的な活動を行っているNPO等民間団体との連携強化が必要です。

県においては、国、市町村、NPO等のさまざまな人権相談機関が密接に連携・協力し、当事者の立場で細やかな相談支援が行えるよう、2005（平成17）年に「なら人権相談ネットワーク」を設立し、129機関（2024（令和6）年7月現在）で活動しています。本市においても、「なら人権相談ネットワーク」に加入し、各相談機関との密接な連携や情報交換を図るとともに、相談員の資質向上のため、研修にも参加しています。

本市の相談業務については、かしはらナビプラザ4階に各種相談窓口を設け、より一層相談体制の充実を図っています。

人権相談については、人権擁護委員による人権相談を、毎月第1・第3金曜日・第3土曜日午後1時から午後4時まで開設しています。人権相談は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的としていることから、今後も、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができるよう相談・支援の取組を充実させていきます。

また、犯罪・事故などの被害に遭われた方や、その家族の方々が抱える悩みや心のケアを支援するため、公益社団法人なら犯罪被害者支援センター相談員による「犯罪被害者支援相談（中南和相談コーナー）」を、毎週月・火曜日午前10時から午後4時まで開設しています。

檀原市犯罪被害者等支援条例に基づき、関係機関と連携して、見舞金の支給や相談・情報提供など犯罪被害者等の支援を行っています。

第2 重要課題

◇ 部落差別問題（同和問題）

2002（平成14）年3月末をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が失効しました。しかしながら、33年間にわたり同和対策事業を推進し、またそれ以降も、部落差別問題（同和問題）の解決に向けた多くの個人・団体等の努力の積み重ねがあったにもかかわらず、現状では問題解決には至っていません。

生活環境においては一定の成果がみられましたが、意識面においては、いまだに歴史的経緯によって形成された同和地区や地区出身者に対する偏見や差別意識が解消されていない現実があります。

『同和問題の早急な解決は、国の責務であり、国民的課題である』という基本認識は、部落差別が現存する限り、変わることのない行政運営の基本でなければならない」とする認識のもと、引き続き部落差別問題の早急な解決に向けた取組が求められています。

本市でも、１９５６（昭和３１）年に同和問題の解決に向けた取組について審議する橿原市同和对策委員会を設置して以来、同和問題は長年にわたり市の重点施策として積極的な取組を推進してきました。

２０１６（平成２８）年１２月、部落差別の解消を目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」（「部落差別解消推進法」）が成立・施行されました。この法律では現在もなお部落差別が存在するとの認識を示し、部落差別のない社会を実現するため、相談体制の充実、教育及び啓発等について国及び地方公共団体の責務が明記され、部落差別の解消に向けた取組がより一層求められています。この法律の趣旨を踏まえ、奈良県では２０１９（平成３１）年に全国に先駆けて「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が成立し、橿原市でも、２０２１（令和３）年に県内１２市で最も早く「橿原市部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。

部落差別解消推進法にもあるように、情報化の進展に伴い部落差別はインターネット上で増加・悪化しており、「全国部落調査・復刻版」の発行・販売、インターネット上で被差別部落の地名・関係者の公開や差別書き込み事象など、差別意識の根深さをうかがわせる事案が報告されています。

こうした状況を踏まえ、法務省では２０１８（平成３０）年１２月２７日付の通知により、インターネット上の部落差別に係る削除要請等の措置の対象を「個人」のみとしていたものを、「同和地区」に関する識別情報の摘示についても対象とすることになりました。これを受けて、本市においても、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会「啓発連協」と連携し「インターネットステーション」等での調査を踏まえ、悪質なものについては削除要請等の対応を進めています。

２０１６（平成２８）年に本市が実施した「人権問題に関する市民意識調査」では、「同和問題との初めての出会い」は、半数近くが「学校の授業」であり、学校教育の重要性を学校現場はもとより教育行政においても認識しなければなりません。

その他、「不動産の購入等」に関して同和地区との接触に難色を示す回答がほぼ５０％に上り、忌避意識の強さが浮き彫りになるとともに、「友人の差別的な発言に遭遇した時の対応」で、「相手に間違いを伝える」などが「同調・話題を変える・黙認」といった対応とほぼ同じ４０％強しかなく、現実の対応の困難さがうかがえます。

このことから、学校教育に加え、社会人になってからも、あらゆる生活の場面で人権を大切にする意識や態度、スキルなどを具体的に学ぶことが必要です。例えば、小学校区等を単位とする活動を通じて、地域の人々との交流を深めていくことが肝要です。

２０１９（平成３１）年に、本市が行ってきた施策の成果と課題を検証し、「橿原市人権施策に関する基本計画」を改訂しました。今後は、関係機関・団体と連携しながら、人権教育及び啓発活動の推進や相談体制の整備など基本計画の具現化を目指します。

また、人権行政の担い手である本市職員に対して、部落差別をはじめとする人権問題に関する正しい知識や人権感覚を高めていくため、奈良県人権・部落解放集会など各種の研修機会を積極的に提供し、人権を基盤とした日々の業務の遂行や人権侵害にかかわる事象に遭遇した時の適切な対応についても啓発します。

◇ 女性

少子高齢化や経済のグローバル化、ライフスタイルの多様化など、近年の社会経済情勢の大きな変化に対応していくために、男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、また性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現していくことを、わが国では21世紀の最重要課題と位置づけています。

本市においては、「檀原市男女共同参画推進条例」の理念に基づき、2018（平成30）年に、「檀原市男女共同参画行動計画（第3次）自分らしく輝く かしはらプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を継続して推進してきました。また本計画には、女性活躍推進法に基づく「檀原市女性活躍推進計画」を包含し、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の活躍を総合的に推進しています。

そして檀原市観光交流センター（かしはらナビプラザ）4階の「男女共同参画広場（愛称：ゆめおーく）」を、男女共同参画推進の拠点施設として位置づけ、さらなる啓発活動、学習、交流、相談、情報収集・提供等を行い、男女共同参画施策を進めていきます。

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、DVのある家庭で育った子どもたちの心身や将来に影響を与えることから男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。2018（平成30）年に策定した「檀原市配偶者からの暴力及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画（第2次）」に基づき、暴力を許さないという社会的認識を徹底させるために、DVの理解や相談窓口を周知するリーフレットの配布やパネル展実施による普及啓発を行い、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行い、DVのない、安心して暮らせるまちの実現を目指します。

相談事業としては、「男女共同参画広場」においてDVのほか、夫婦、家族、人間関係など女性が抱えるさまざまな問題や悩みについて、解決の糸口を見つけることが出来るよう支援するため「女性による女性のための面接相談」や「女性相談員による電話相談」を実施し、各関係機関とも連携し相談体制の充実を図っていきます。

そして、雇用に関しては、ワークライフバランスの実現や「女性活躍推進法」の理念を踏まえ、仕事と家庭の両立支援、賃金・採用・昇格等における男女の格差解消、機会均等に向けた効果的な取組を推進するため、関係機関・団体と連携しながら啓発を行います。

なお、2023（令和5）年度に、「檀原市男女共同参画行動計画（第3次）自分らしく輝く かしはらプラン」及び「檀原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画（第2次）」を改訂し、「檀原市男女共同参画行動計画（第3次）改訂版」及び「檀原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画（第2次）改訂版」を策定しましたので、本計画に基づき、今後も男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めていきます。

また檀原市では、男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を探るために、奈良県では初となる「日本女性会議」を開催します。今年度11月16日にプレ大会、来年度10月3～5日に本大会を行い、参加者相互の交流の促進やネットワーク化を図ります。

◇ 子ども

輝く未来と無限の可能性をもつ子どもたちは、国籍に関わらずかけがえのない地域の宝です。次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ社会をつくることは、我々大人に課せられた責務です。しかし子どもを取り巻く環境は、家族や社会の状況、就労形態の多様化などを背景に、年々大きく変化してきています。

新聞、テレビなどでも痛ましい児童虐待に関する事件の報道が増加しており、特に子どもの生命が奪われるなど、重大な事件が後を絶たない状況にあります。全国的には児童虐待事件やそれに関わる児童相談件数も年々増加しており、本市における2023（令和5）年度中の児童相談件数は235件、そのうち児童虐待件数は151件でした。

子どもへの虐待は、子どもの心身の成長、人格の形成に重大な影響を与えます。子どもの虐待に発達障がいも潜んでいることもあります。成長や発達についての適切な理解がないことから、子どもの周囲との関わりや行動の困難さの原因が「子育てが悪いから」と保護者の育児のありようを問われたり、自分の子育てのせいだと思い込んだりして、追い詰められ虐待となるケースもあります。それを防ぐためには、保護者が子どもの行動を理解し、子どもに応じた対応や支援ができるように、子育ての心理的な負担の軽減をめざしたサポートが大切です。そして、保護者が子どものできること、できないことも丸ごと受けとめ、支援していくことで虐待の未然防止につながります。

今後も次の点を中心に、子ども総合支援センター等、関係機関との連携を図りながら、児童虐待の未然防止、発達に障がいをもつ子どもや児童虐待の早期発見、早期対応を推進するとともに、虐待発生後の子どもと家庭を支えるための支援を進めていきます。

令和5年6月、市内在住の4歳女児が虐待により死亡するという大変痛ましい事案が発生しました。本市はこの事案を重く受け止め、事実関係の把握や調査・検証を行うための第三者検証チームを奈良県と共同で設置し、令和6年3月に検証チームから検証報告書が提出されました。本市が独自に設置した再発防止策検討チームでは、報告書の提出前より改善策について検討を行い、できるところから取組を実施してきました。検証報告書の提言に対しても項目ごとに対応を行っており、このようなことが二度と起こることのないよう、再発防止に向けて引き続き取組を進めていきます。

○児童虐待防止対策の充実

2004（平成16）年児童福祉法の改正により市町村が児童家庭相談の一義的な窓口となり、虐待の通告先と位置づけられました。児童虐待対応は関係機関との連携が欠かせず、そのネットワークの構築のため各市町村には要保護児童対策地域協議会が設置され、関係機関（※注）との緊密な連携のもとで対応を進めています。

今後も、相談体制のより一層の充実を図るとともに、二度と痛ましい児童虐待事案が起こらないよう、児童虐待の未然防止に努めます。また、発達に障がいをもつ子どもや児童虐待の早期発見、早期対応を推進するとともに、虐待発生後の子どもと家庭を支えるための支援を進めていきます。

（※注）関係機関には次の機関が含まれます。

民生児童委員協議会、自治委員連合会、弁護士会、法務局、警察、こども家庭相談センター、医療機関、薬剤師会、教育委員会、幼稚園、保育所、福祉（児童、障がい、生活保護）等

○教育相談体制の充実

子どもの社会生活への対応、校内暴力やいじめ、不登校などの問題解決、子育てに対する支援を図るため、スクールカウンセラーの配置や、心理相談員をはじめとする各種相談事業など教育相談体制の充実を図るとともに、必要に応じて訪問指導にも努めます。また、教育相談や適応指導教室にかかわり、指導・助言並びに専門機関との連携を図るなど、相談体制の一層の充実に努めます。

○いじめ・不登校・問題行動等への取組

いじめ・不登校・問題行動等の問題は、幼児・児童生徒一人ひとりの人権にかかわる深刻かつ重大な問題であるとの認識に立って議論し、さまざまな問題について広く意見を求め、その予防や解決に向けた取組の充実に努めます。

また、子どもの教育相談や子ども・保護者向け教育相談など教育相談体制の充実に努めるとともに、「虹の広場」やいじめ不登校対策指導員の配置、いじめや不登校・問題行動等に関する教職員の研修等を実施し、充実した取組が展開できるよう努めます。

さらに、学校教育の枠を越え、家庭や地域社会、関係機関・団体との連携を積極的に進め、社会全体が一体となって取り組むよう努めます。

○教育の推進

学校においては、共生社会の実現を目指して、子ども総合支援センター等との連携を深め、障がいを理解し合い、共に生き共に育つ教育・保育を家庭や地域社会と共同で推進していくことが必要です。また、障がいのある子どもの教育的ニーズを把握し、個々に応じたきめ細かな教育を推進することが大切です。

また、保護者に対しては、ペアレントトレーニング等を通じて、子どもの発達や行動に対して、その背景を理解し適切な接し方を学ぶことで悩みの解消につなげ、子どもにとって、よりよい親子関係づくりをめざして支援していきます。また就学等についての相談体制を充実させます。

○社会的包摂への対応

「子どもの孤独」が大きな問題になっていると言われています。核家族化や地域のつながりが希薄化している中で、「人とのつながりが少なく、社会的に孤立している」、「家に帰っても誰もいない」、「放課後の居場所がない」「一人で食事をする孤食」等の子どもが増えていると言われています。

「子どもの貧困」も大きな問題になっていると言われています。2022（令和4）年 国民生活基礎調査によると、17歳以下の子どもがいる世帯の相対的貧困率は11.5％で、子どもの約8人に1人が貧困と言われています。若い人の所得が低い、保護者が経済的に困窮するなど様々な要因により学習機会を喪失して新たに「社会的な貧困」に陥る子どもが増えているとも言われています。また、一般には本来大人が担うべき家事や家族の世話（介護や身体的・精神的なケア、身の回りの世話など）などを日常的に担う、いわゆる「ヤングケアラー」についても問題となっています。

こうした状況において、子どもが安心して過ごせる場所を提供して子どもたちを取り

巻く環境の改善につながるように、市内でも民間によるこども食堂が続々と設立されています。こうした勢いを加速できるよう、行政としても物価高騰の中、運営が安定して行われるよう支援金制度を設けたり、各食堂の活動状況取材して市のホームページで周知したり、食堂間の連携を深めるため交流会を開催したりするなどといった取り組みを進めています。

又、子どもが学習機会を喪失する等により成長する機会を逃すことがないように、ヤングケアラーの問題についても、昨年度に引き続き、市立中学校生徒を対象に実態調査を行い状況把握に努めるとともに、今年度設置した相談窓口での対応を行っています。今後も認知度を上げるための周知及び当事者と接する機会がある関係機関・担当者を対象にした研修などの取組を推進してまいります。

◇ 高齢者

ますます進む高齢化と家族構成の変化も相まって、独居や高齢者世帯が増加しています。このような状況の中で、支援を要する高齢者や認知症高齢者も増加していることから、2015（平成27）年度から、その基盤となる体制整備として、地域包括支援センターの地域の相談窓口である「街の介護相談室」を配置しました。これらが機能することによって、支援を要する高齢者や認知症高齢者が地域で孤立することなく生活することとなり、高齢者虐待の早期発見や早期対応が可能となります。

また、権利擁護業務の一環として高齢者虐待の対応を委託している橿原市地域包括支援センター北エリア・南エリアや、市内7カ所に配置しているかしはら街の介護相談室や警察をはじめとする関係機関と連携しながら、高齢者虐待防止を推進していきます。

◇ 障がいのある人

「障害者権利条約」では、第1条の目的において、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。」と書かれています。

また、国においては、2012（平成24）年6月に可決された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となり、2013（平成25）年4月1日（一部は平成26年4月1日）から施行されました。

2013（平成25）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、2016（平成28）年に施行されました。この法律では、「障害者基本法」に規定された「障害を理由とする差別の禁止」について、具体的に「不当な差別的取扱い」を禁止し「合理的配慮の提供」を行うことを求めています。また、2024（令和6）年4月1日の改正により、国や自治体に加えて民間の事業者による障がいのある人への合理的配慮が義務化されました。

奈良県では、2015（平成27）年10月1日（一部は平成28年4月1日）に障害者差別解消法の具体化を図るために「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」及び、2023（令和5）年4月1日に「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」が施行され、全て

の県民が、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことができる社会の実現を目的としています。

本市では、障害者基本法の規定により、２０２４（令和６）年度から２０２９（令和１１）年度までの６年間の長期計画として、「櫃原市障がい者福祉基本計画」を策定し、次の項目を中心に施策を進めています。

（基本計画における基本理念）

「みんなでつくる 障がいのある人もない人も いきいきと共に暮らせるまち、かしはら」

（基本計画における大切にしたい視点）

- ・視点１ 誰もが認めあえるまちづくり
- ・視点２ 自分らしく活躍できるまちづくり
- ・視点３ 安心して快適に暮らせるまちづくり

（基本計画における重点施策）

- ・重点施策１ 合理的配慮の浸透とアクセシビリティの確保

誰もが認めあえるまちの実現に向けて、一人でも多くの市民が合理的配慮について理解を深めるとともに、自分らしく暮らすための情報取得・意思表示のための支援の充実に取り組みます。

- ・重点施策２ 希望する暮らしを実現するためのサポート体制の強化

自分らしく活躍できるまちの実現に向けて、雇用・就労支援の一層の強化をはじめ、サービスを利用しやすい環境の充実、地域や社会で自身の持つ能力を発揮できる機会の充実に取り組みます。

- ・重点施策３ 安全・安心な暮らしのための取組の推進

利用しやすい相談支援体制の強化に努めるとともに、災害等の非常事態に迅速に対応できる体制の強化やバリアフリーに配慮した公共空間の整備など、安心して快適に暮らせるまちづくりに取り組みます。

２０２２（令和４）年には、２０１４（平成２６）年にわが国で批准された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に基づいた施策の推進について、国連の権利委員会による日本の審査が初めて行われました。その総括所見において、医療機関や施設に入院・入所している障がい者が地域で自立した生活を送る権利の保障や、インクルーシブ教育システムの推進などについて改善を勧告されたことから、障がい者が自分らしく暮らすことのできる権利を保障するための取組を一層強化していくことが求められています。

そのため、本市の障がい福祉における考え方や理念など、今後の方向性や目標を明確にして共有するとともに、地域の課題に対する解決策を地域に暮らす全ての住民で考え、市民・障がい者団体・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら協力して取り組んでいくことが大切となります。障がいの有無に関わらず、互いに助け合いながら、誰もが役割をもって生き生きと暮らすことができる地域共生社会の実現をめざし、取組を進めています。

◇ 外国人

本市においては、2024（令和6）年4月1日時点で、40カ国、1,367人の外国籍の市民に加え、国際結婚等により外国にルーツを持つ市民も多く生活しています。ただ、現在でも、外国とりわけ韓国・朝鮮にルーツを持つ人々に対する差別は残っており、インターネットやSNSなど様々なところで確認されています。

朝鮮籍・韓国籍の方々は、戦前からの歴史的及び社会的経緯により、本名（民族名）や言語を使用することを躊躇する状況になるなど、さまざまな差別を受けてこられました。日本人は、そうした過去の歴史を直視し、自らの問題として見つめなおす必要があります。このプロセスを経て、私たちは、多様な社会の構築に必要な、お互いの歴史や文化を尊重する姿勢を真に育むことができるのです。

市と教育委員会では、外国人への差別の解消に向け、1998（平成10）年に「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）教育に関する指導指針」を策定しました。同指針では、基本的な認識や課題を踏まえた上で、行政、学校教育及び市民についてそれぞれ推進すべき施策の方針を示しています。

市や教育委員会では、そうした方針を踏まえ、国際理解を深めることに加え、外国人市民が自己の言語・文化及び歴史を正しく学び、民族的自覚と主体性を確立し、自己実現が図れるように支援するとともに、互いに相手の文化的、社会的及び歴史的背景を理解し、共に認め、学び合うことを目的とした事業を推進しています。

具体的には、外国にルーツを持つ市民の民族的なアイデンティティが育つ環境の整備を目指し、幼稚園・小学校における国際交流教室を開催しています。また、在日外国人の行政手続きや生活相談などの支援のため、近年急速な発展のみられるデジタルデバイス等を使用した通訳手段をとることで、より多様な言語に対応できるよう努めています。

これにより、日本語を話すことができない外国籍の保護者等との面談・相談等における通訳にも利用することができます。

コロナ禍での出入国制限が緩和され、国内の外国にルーツを持つ人々は、増加に転じました。このことに併せて、人権の視点からも多くの課題が生じる可能性があり、国の施策をはじめ共生社会に向けた今後の動向を注視していくことが大切です。

一方北朝鮮当局による人権侵害問題等と絡めてこの問題と無関係な在日コリアンなどに対する差別や暴言が行われる等、特定の民族や国籍の人々へのヘイトスピーチをはじめとする差別的言動が、日常生活の中に外国にルーツを持つ市民の存在が大きくなるにつれ、より一層大きな社会的問題となっています。

このため、人種等を理由とした差別の根絶に向けては人種差別撤廃条約等に基づく国際的な取組が続けられており、国においても2016（平成28）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ規制法）が施行され、様々な形で啓発や人権教育などを進めて、人々の心から偏見や誤った先入観をなくしていく必要があります。

これからも、多様な文化・個性を有した外国にルーツを持つ市民が安心して日常生活を送ることができる、より豊かな多文化共生社会となることをめざします。

◇ HIV感染者・ハンセン病患者等

HIV感染者・エイズ患者は1981年に初めて症例が発見されて以来、世界中に広がり、日本でも増加しています。当初は治療法がなく、報道では、この病気の恐ろしさのみが強調されて伝えられ、人々の間に生じた誤解や偏見から、HIV感染を理由に職場への採用がとり消されたり、医療機関で差別的な対応や診療拒否をされたりするといった人権侵害が起こりました。

ハンセン病とは、皮膚と末梢神経に病変を起こす感染症ですが、ハンセン病の原因菌であるらい菌は、感染力が非常に弱く、たとえ感染しても発病することはまれであることが明らかになり、1940年代以降は治療法が確立され、早期に発見し、適切な治療を行えば、治すことができる病気となりました。一方で患者・回復者への偏見や差別には長い歴史があり、現在も続いています。

2019（令和元）年7月に、ハンセン病患者の隔離政策による家族への差別について国の責任を問う裁判で、国の責任を認める判決が確定しました。これは、当事者・家族はもちろん多くの人々の尽力により、国民の人権に対する意識が大きく変わってきたことの証左であるともいえます。

このことから、HIV感染者やハンセン病の患者及びその家族に対する差別や偏見をなくし、人間としての尊厳と自由を認め合い、共に生きる社会をつくるためには、市民の病気に対する正しい知識や理解が必要です。厚生労働省や県が実施する「世界エイズデー」キャンペーンに協力するなど、エイズのまん延防止とHIV感染者やハンセン病患者・元患者・その家族に対する差別・偏見の解消を目的に、正しい知識（検査・相談体制に係る情報提供を含む。）の普及・啓発を進めていきます。

◇ 性的マイノリティ（※LGBTQなど）

近年、性自認や性的志向の面で多様なあり方が社会的に認知されつつありますが、今なお、性的マイノリティの人々は、自分自身に対し強い違和感を持つと同時に、社会の無理解や偏見あるいは日常生活のさまざまな場面で奇異な目で見られることも多く、精神面を含め負担を強く受けています。

2023（令和5）年6月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、いわゆる「LGBT理解増進法」が成立し、人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざすという基本理念が示されました。また2024（令和6）年4月に奈良県では、法律上の婚姻関係にはないが、互いをパートナーと宣誓した二人の関係を県として証明する、「奈良県パートナーシップ制度」を開始しました。

橿原市では、2003（平成15）年に「性同一性障害を抱える人たちが普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書」を全国の議会で初めて全会一致で採択し、以降、公文書及び公的文書の性別記載の再考と削除について取り組んできました。

今後も、性的マイノリティの人々に対する差別と偏見をなくし、自己肯定感が損なわれることのないよう、所謂「多様性を認め合う社会」の実現を目指して、正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、当事者の人々が安心して自立した生活を送ることができるよう相談や啓発など必要な支援を進めていきます。

※LGBTQ L（レズビアン、女性同性愛者）、G（ゲイ、男性同性愛者）、B（バイセクシャル、両性愛者）、T（トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる人）、Q（クエスチョニング、わからない）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティを表す総称のひとつとして使われることがあります。

◇ インターネット等による人権侵害

インターネットやSNSの発展により、発信者の匿名性があることや不特定多数の人々に向かって自由に発信することができるといった面を悪用し、他人を誹謗中傷したり、差別を助長したりする情報を掲載することによって、人権を著しく侵害する事象があつとを絶つことなく起こっています。

インターネット等は、すでに現代社会において不可欠なものとなっており、今後はテクノロジーの進化に併せて、ネットリテラシー教育の充実や「ネット依存」が「きずな依存」といわれる観点から集団づくりの実践や自尊感情の醸成も大切な課題になっています。

一方で、2016（平成28）年に本市が実施した「人権問題に関する市民意識調査」では、「パソコンやスマートフォンのインターネット上の人権侵害」に対する問いについて、「書いてある内容が事実である・なしに関わらず、許せない人権侵害だと思う」と約8割の人が回答しており、市民の人権意識の高さがうかがえます。

こうした状況を維持していくには不断的努力が必要ですが、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会（啓発連協）では、2002（平成14）年に「インターネット掲示板差別書き込みについて考えるプロジェクト会議」を立ち上げ、その活動拠点となる「インターネットステーション」を設置し、組織的対応の中で掲示板への差別書き込みの実態と動向の把握、あるいは差別記事のプロバイダ等への削除要請や関係機関等への働きかけを展開するなど、現在も活発な活動を行っており、本市もチームメンバーとして参加しています。

併せて啓発連協では、そうした活動に加え、新たに台頭してきたインターネット上のさまざまな人権問題を考える「シンポジウム」を開催しており、今後も啓発連協と連携してインターネット等による人権侵害に対する取組を進めてまいります。

◇ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による人権侵害問題は、国においては、2005（平成17）年の国連総会決議を踏まえ、2006（平成18）年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律では、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

また、2011（平成23）年4月の閣議決定により、「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題に追加されました。本市としましても、国をはじめ関係機関と連携しつつ、この問題に対する市民の関心と認識を深めるため、7月の「差別をなくす強調月間」や、12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に、北朝鮮当局による拉致被害者の写真展を開催するなどの取組を進めて、啓発に努めていきます。

◇ さまざまな人権

中国残留邦人、ホームレス、刑を終えて出所した人々、犯罪被害者、アイヌの人々、プライバシー、環境問題、東日本大震災に起因する風評被害等による人権問題、貧困問題等、現在の日本社会には多様な人権問題が存在しています。

今日の人権をめぐる動向を見据えながら、本市としての実態把握や課題整理を行い、その結果、基本的人権にかかわる重大な問題として明らかになった人権課題については、その解消に向けて必要な時に必要な場所で「適切で途切れない支援」を進めていきます。

そして、さまざまな人権問題に対して理解を深めてもらうために、シンポジウム、講演会、研修会、各種イベントの開催など、あらゆる機会を通して市民の皆様一人ひとりの人権意識の高揚に努め、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めるとともに、国、県、他市町村、NPOなど関係機関との連携を一層充実・強化を図る取組を進めていきます。また、職員人権問題研修等を通じて、市職員に対する人権啓発及び人権に配慮した窓口対応などの取り組みを進めていきます。

○コロナウイルスと人権

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、最前線でウイルスと戦う医療・介護従事者、物流を支える運送業者など、持続可能な社会に不可欠なエッセンシャル・ワーカーやその家族等に対する差別やいじめが社会問題化しました。また、感染者と同じ学校というだけで、感染者と直接接触する機会のない学生・生徒・児童に対しても、不当な差別的取扱いを受けるといったケースも見られました。その他にも、職場等でワクチン接種を強要されるといった相談も寄せられました。

こうした差別では、新型コロナウイルスに対する正しい知識が確立されていない中で過度に不安や恐れを抱いてしまい、感染者への誹謗中傷など過剰な行動に走ってしまいがちです。誰もが感染者になりうる状況下で、恐れるべきはウイルスであって人ではないことを、改めて強調しておきます。

国内におけるハンセン病の問題では、90年以上にわたり誤った知識のもとに、患者や回復者が法律で強制的に隔離され、その家族も含めて激しい差別により社会から排除された歴史があります。

コロナ禍が一定の終息を見せたこれからも、この感染症との戦いは続きます。ですが今後は、コロナ禍に起こった差別等を決して繰り返さず、この感染症に正しく向き合っていかなければなりません。

国連のSDGs（持続可能な開発目標）では、2030年までに達成すべき17の目標を提示しており、「誰も置き去りにしない」社会をつくることをゴールに掲げています。言い換えれば、われわれは、新型コロナウイルスという脅威に今後も向かい合っていくうえで、根源的な課題として、お互いの人権を真に尊重する社会をいかに構築していくかが問われているのです。

Ⅱ. 各課の主な取組の概要

カッコ内は昨年度の評価

課 名	事 業 名	ページ	分 野	事業実績の成果	今後の方向性
企画政策課	平和祈念事業	18	10. さまざまな人権	B	B
	外国人講師国際交流授業・通訳実施	19	6. 外国人 11. 人権全般	A	B
企画政策課 人権政策課 人権・地域教育課	国際交流・多文化共生事業	20	6. 外国人 11. 人権全般	D	B (D)
人事課	橿原市職員人権問題研修	21	11. 人権全般	B	B
	女性職員向け研修	22	2. 女性	B	B
人権政策課	差別をなくす強調月間（7月）	23	11. 人権全般	B	B
	人権週間啓発（12月）	24	11. 人権全般	B	B
	「人権を確かめあう日」記念集会	25	11. 人権全般	B	B
	人権を考えるつどい	26	11. 人権全般	B	B
	かしはらふれあい塾（人権市民講座）	27	11. 人権全般	C	B
	各種集会・研修会等の参加	28	11. 人権全般	B	B
	人権相談（面接・電話）	29	11. 人権全般	B	B
	「人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」の作成	30	11. 人権全般	B	B
	人権啓発（常時）	31	11. 人権全般	B	B
	L G B T Qに関する啓発	32	8. 性的マイノリティ (LGBTQなど)	B	B
	男女共同参画週間事業	33	2. 女性	C	B
	男女共同参画職員研修	34	2. 女性	B	B
	男女共同参画行動計画実施事業	35	2. 女性	B	B
	D V防止啓発事業	36	2. 女性	B	B
	男女共同参画広場相談事業	37	2. 女性	B	B
飛騨コミュニティセンター	差別をなくす強調月間	38	11. 人権全般	B	B
	活動展	39	11. 人権全般	D (A)	B
大久保コミュニティセンター	差別をなくす強調月間	40	11. 人権全般	B	B
	おおくぼふれあい祭	41	11. 人権全般	B (D)	B
	おおくぼまちづくり館事業	42	1. 部落差別問題 (同和問題)	B (C)	A
市民窓口課	本人通知制度	43	11. 人権全般	A	A
地域振興課	橿原市企業内人権教育推進協議会	44	11. 人権全般	B (C)	B
健康増進課	H I Vおよびハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発活動	45	7. HIV感染者・ハンセン病患者	B	B
こども未来課	職員研修	46	3. 子ども	B (A)	B
こども家庭課	児童虐待等への対応	47	3. 子ども	A	A

カッコ内は昨年度の評価

課 名	事 業 名	ページ	分 野	事業実績の成果	今後の方向性
福祉総務課	法律相談	48	11. 人権全般	B	B
	「社会を明るくする運動」啓発	49	10. さまざまな人権	B	B
	一人暮らし高齢者実態調査	50	4. 高齢者	B	B
	生活困窮者自立支援事業	51	10. さまざまな人権	B	B
障がい福祉課	障がい者理解を深める作品展	52	5. 障がいのある人	A	A (B)
障がい福祉課 長寿介護課	権利擁護支援地域連携ネットワーク会議	53	4. 高齢者 5. 障がいのある人	B	B
長寿介護課	高齢者虐待防止研修	54	4. 高齢者	C	B
公園緑地景観課	市内公園 人にやさしい公園づくり	55	11. 人権全般	B	B
	スポーツEXPO	56	11. 人権全般	B	B
建設管理課	交通安全施設整備事業	57	11. 人権全般	B	B
学校教育課	スクールカウンセリング事業	58	3. 子ども	A	A
	いじめ不登校対策事業	59	3. 子ども	A	B
学校教育課 こども発達支援課	ペアレント・トレーニング	60	3. 子ども	B	D (B)
人権・地域教育課	人権教育推進計画作成説明会	61	11. 人権全般	B	B
	人権教育推進校・国指定	62	11. 人権全般	B	B
	子ども人権フォーラム	63	11. 人権全般	B	B
	人権啓発ポスター・標語の募集と掲示	64	11. 人権全般	B	B
	人権教育資料「なかまとともに」の配布	65	11. 人権全般	B	B
	人権・地域教育課で主催する研修会	66	11. 人権全般	B	B
	人権教育研修会への講師派遣	67	11. 人権全般	B	B
	各種教室	68	11. 人権全般	B	B
	広報「かしはら」命の輝きシリーズ	69	11. 人権全般	B	B
	啓発冊子の購入と配布	70	11. 人権全般	B	B
生涯学習課	家庭教育講演会	71	11. 人権全般	B	B
図書館	人権をテーマにした資料展示	72	11. 人権全般	B	B
こども発達支援課	発達障がいに関する市民のための講演会	73	5. 障がいのある人	A	A
選挙管理委員会 事務局	明るい選挙出前講座 ～未来の有権者たちへ～	74	3. 子ども	B	A
			集 約	A - 7 B - 4 5 C - 3 D - 2	A - 7 B - 4 9 C - 0 D - 1

成果、方向性の内容	
A. 成果は大きい	A. 拡大
B. 成果はやや大きい	B. 見直しの継続
C. 成果はやや小さい	C. 縮小
D. 成果は小さい	D. 廃止又は休止

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画						
① 事業名	平和祈念事業					
② 担当課名	企画政策課					
③ 対象	市民等					
④ 目標	「戦争の悲惨さ、平和の尊さ」を市民に広め、平和意識の高揚を図る					
⑤資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	10	1.部落差別問題（同和問題）	2.女性	3.子ども	4.高齢者	5.障がいのある人
		6.外国人	7.HIV感染者・ハンセン病患者等	8.性的マイノリティ(LGBTQなど)		
		9.インターネット等による人権侵害	10.さまざまな人権	11.人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容 ・「平和の鐘」撞鐘の実施（檀原市仏教会） ・原水爆禁止平和大行進の受入 ・原爆の写真 スライドショー放映 ・原爆の写真 パネル展示 ・ウクライナの風景・交流写真 スライドショー放映 ・ウクライナの風景・交流写真 パネル展示 ・平和祈念の黙祷（原爆投下日時、終戦の日） 予算額（単位：千円） 6 決算額（単位：千円） 5					
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	市が率先して事業を実施し平和の尊さを伝えることにより、市民の人権意識や平和意識の醸成につなげている。スライドショーにして放映を継続し、原爆の写真パネル展示とあわせてウクライナの風景や本市との交流時の写真を展示することで、平和について考える機会を提供することができた。				
⑨ 課題	戦争を経験した世代が減少しているため、平和の尊さを伝えることを途切れさせないように取り組みを継続する必要がある。					
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容 ・原爆の絵 パネル展示・スライドショー放映 ・ウクライナの写真 パネル展示・スライドショー放映 ・「平和の鐘」撞鐘の実施（檀原市仏教会の協力） ・平和の火リレー、原水爆禁止平和大行進の受入 ・平和祈念の黙祷（原爆投下日時、終戦の日） 予算額（単位：千円） 6					
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	イベント数の拡大ではなく、現状の質を高めたり変化させることにより引き続き平和事業を継続していく。					

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画										
①	事業名	外国人講師国際交流授業・通訳実施								
②	担当課名	企画政策課								
③	対 象	幼稚園・小学校・中学校関係者及び市役所来庁者全般								
④	目 標	外国人の講師による国際交流の一環として外国文化に触れるための授業を行う。 また多言語翻訳端末を活用し、児童等、保護者、教師の3者の意思疎通の支援や、市役所窓口での外国人住民対応等の業務を滞りなく行う								
⑤	資料編との対応	ページ								
⑥	分 野	6・11	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
			6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）		
			9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般	
⑦	2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
		幼稚園・こども園・小学校の申請に基づいて外国人講師が授業の中で外国語や文化を紹介した。 通訳業務については、令和5年度より多言語対応可能な通訳用端末を導入し、窓口や幼稚園等で外国語対応が必要な際にも随時貸し出しできるようにした。（小学校については学校教育課が各校に配置）								
		予算額（単位：千円）		976		決算額（単位：千円）		932		
⑧	成 果	A	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
		説 明	派遣授業の実施を希望する市内幼稚園及び小学校において、14回の国際交流授業を実施し、授業後のアンケートでは「異文化の相互理解が深められた」100%というアンケート結果となり、児童・生徒にとって、有意義なものとなった。 多言語対応可能な通訳用端末の導入により、場所・言語・時間に関わらず外国語対応が可能となった。							
⑨	課 題	限られた予算の中で、希望する幼稚園、小・中学校すべてが利用できない場合がある。								
⑩	2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
		幼稚園・こども園・小学校の申請に基づいて外国人講師が授業の中で外国語や文化を紹介する。 通訳については、通訳用端末を活用した外国語対応を継続して行い、教育現場や市役所窓口での外国語対応のサポートや外国人住民サービスの向上に努める。								
		予算額（単位：千円）		493						
⑪	2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
		外国人講師による国際交流授業は例年一定のニーズがあるが、1年に実施する回数を見直し、引き続き実施できるようにする。通訳に関しては、通訳用端末の利用頻度・利用内容をもとに、配置台数・配置場所等に問題がないか検証を行いながら通訳用端末を活用した業務を継続して実施する。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画										
① 事業名	国際交流・多文化共生事業									
② 担当課名	企画政策課／人権政策課／人権・地域教育課									
③ 対 象	市民等									
④ 目 標	外国文化を体験することにより、国際理解を深め、民族的自覚と誇りを高めるとともに、同胞や異なる国にルーツを持つ人どうして交流を深める									
⑤資料編との対応	ページ									
⑥ 分 野	6・11	1.部落差別問題（同和問題）		2.女性	3.子ども	4.高齢者	5.障がいのある人			
		6.外国人		7.H I V感染者・ハンセン病患者等			8.性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9.インターネット等による人権侵害				10.さまざまな人権		11.人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容									
	未実施。 (参考)2019年実施事業 ①「2019世界の文化体験イベントⅠ」 日程：令和元年7月6日 場所：檀原市中央公民館分館 内容：コリアン・ニュージーランドの文化体験（民族舞踊鑑賞、民族楽器体験・遊び・各国のお菓子試食など） 参加者数：54名（パートⅠは予約制。あらかじめ市内小中学生の参加希望者を募って開催） ②「2019世界の文化体験イベントⅡ」 日程：令和元年11月30日 場所：かしはら万葉ホール 多目的ロビー 内容：コリアン・ペルー・カザフスタンの文化体験、民族衣装体験 参加者数：330名									
	予算額（単位：千円）		337		決算額（単位：千円）		0			
	D	A.成果は大きい		B.成果はやや大きい		C.成果はやや小さい		D.成果は小さい		
⑧ 成 果	説 明	当イベントでは以下の目的があり、大変意義ある事業であるが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためR2年度から中止しているため成果は小さいとした。再開にあたっては、内容や開催方法等の見直しが必要である。 ・日本人が異文化に触れることにより、国際理解を深めるとともに国際感覚を培う ・在住外国人が自国の文化を紹介し、自国のアイデンティティを再確認し、民族的自覚と誇りを高める ・同胞や外国の人たちとの出会いとつながりの場をつくる								
⑨ 課 題	新型コロナウイルス感染症拡大防止のためR2年度から中止している。再開にあたっては、内容や開催方法等の見直しが必要である。									
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容									
	企画政策課、人権政策課、人権・地域教育課の3課と関係団体が協議を行い、再開に向けた準備・検討を重ねていく。また、実施できることから進めていく。									
	予算額（単位：千円）		40							
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止		
	引き続き、3課及び関係団体が協議を行い、再開に向けた検討を進めていく。									

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	檀原市職員人権問題研修								
② 担当課名	人事課								
③ 対 象	全職員（会計年度任用職員を含む）								
④ 目 標	職員の人権問題に対する正しい理解と認識を深める								
⑤資料編との対応	82 ページ		職員人権問題研修一覧表						
⑥ 分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）		
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権		11. 人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	職員人権問題についての動画研修 「性的マイノリティと人権～ 性の多様性が尊重されるまちづくりのために～」 講師：性と生を考える会 代表 中田 ひとみ 氏 日程：令和5年7月19日（水）～8月4日（金）								
	予算額（単位：千円）		89		決算額（単位：千円）		30		
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説 明	受講人数：937名 動画による研修を実施。例年より受講人数は増加し、受講率の面で一定の効果が得られた。							
⑨ 課 題	様々な分野の人権問題がある中でのテーマ選定。 今、求められているテーマは何か、の検討は常に必要。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	職員人権問題についての動画研修 「あなたの意識は大丈夫？ ～公的広報のジェンダー表現～」 講師：参画ネットなら 風味 良美 氏 日程：令和6年7月中								
	予算額（単位：千円）		89						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
	今求められているテーマの検討を逐一行いながら、幅広いテーマで職員の人権問題に対する意識の高揚を行いたい。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	女性職員向け研修								
② 担当課名	人事課								
③ 対 象	女性職員								
④ 目 標	女性職員のより良いワークライフバランスとキャリアアップを図る								
⑤資料編との対応	ページ								
⑥ 分 野	2	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般	
事業の内容									
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	派遣研修 「女性リーダーのためのマネジメント研修」（J I A M（全国市町村国際文化研修所）） 1名参加								
	予算額（単位：千円）		235		決算額（単位：千円）		25		
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説 明	女性リーダーがより意欲的に職務に取り組んでいけるように、自治体の行政課題について幅広い視点から学ぶとともに、職場のマネジメント能力向上に役立つと考える。							
⑨ 課 題	様々な分野の人権問題がある中でのテーマ選定。 今、求められているテーマは何か、の検討は常に必要。								
事業の内容									
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	地方自治体女性職員交流研究会（日本経営協会）等								
	予算額（単位：千円）		188						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
	引き続き、女性がより良いワークライフバランスの中でキャリアアップを図ることのできるような派遣研修等を行っていきたい。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画										
① 事業名	差別をなくす強調月間（7月）									
② 担当課名	人権政策課									
③ 対 象	市民等									
④ 目 標	市民の人権意識について正しい理解と認識を培うよう、啓発活動を推進する									
⑤資料編との対応	ページ									
⑥ 分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人			
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般		
事業の内容										
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	■実施時期：令和5年7月1日～7月31日 ・人権パネルの展示（場所：分庁舎 1階市民交流広場・10階展望フロア） ・のぼり旗の設置（本庁舎駐車場） ・電光掲示板による啓発（かしはらナビプラザ・市民窓口課・かしはらコミュニティバス） ・職員による啓発ワッペン着用 ・近鉄大和八木駅付近で啓発物品の配布等の街頭啓発を実施。									
	予算額（単位：千円）		162		決算額（単位：千円）		145			
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい		
	説 明	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、昨年実施できなかった街頭啓発を再開し、分庁舎ミグランス10階で開催しているパネル展も継続して開催した。また、市広報紙、ホームページ以外にも、市施設の電光掲示板を使用するなど周知に努め、啓発活動を行った。								
⑨ 課 題	より一層の市民の人権意識の高揚を図るため、啓発活動の時間帯や実施場所、また周知方法などの検討、啓発内容の見直しが必要である。									
事業の内容										
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	■実施時期：令和6年7月1日～7月31日 ・同和問題・性の多様性・インターネットでの人権侵害などの人権パネルの展示（場所：分庁舎） ・電光掲示板による啓発（かしはらナビプラザ・市民窓口課・コミュニティバス） ・ホームページ・SNSでの啓発 ・のぼり旗の掲出（本庁舎駐車場） ・職員による啓発ワッペン着用 街頭啓発（場所：近鉄大和八木駅周辺 実施日：令和6年7月2日）									
	予算額（単位：千円）		81							
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止		
	市民に人権問題を正しく理解、認識してもらえるよう継続して実施する。啓発内容については新たな人権課題も取り上げ、より多くの市民の参加を得て広がりをもつよう企画していく。									

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画										
①	事業名	人権週間啓発（12月）								
②	担当課名	人権政策課								
③	対 象	市民等								
④	目 標	市民の人権意識について正しい理解と認識を培うよう、啓発活動を推進する								
⑤	資料編との対応	ページ								
⑥	分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
			6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
			9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般	
⑦	2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
		■実施時期：令和5年12月1日～12月31日 ・人権パネルの展示（場所：分庁舎 1階市民交流広場・10階展望フロア） ・のぼり旗の設置（本庁舎駐車場） ・電光掲示板による啓発（かしはらナビプラザ・市民窓口課・かしはらコミュニティバス） ・職員による啓発ワッペン着用 ・近鉄大和八木駅付近で啓発物品の配布等の街頭啓発を実施。								
		予算額（単位：千円）		24		決算額（単位：千円）		21		
⑧	成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
		説 明	市広報紙、ホームページ、パネル展示等で「人権週間」の周知に努めた。分庁舎10階の展望フロアでパネル展を実施したが、時間に余裕のある方が訪れることが多く、パネルもじっくりと見ていただくことができた。							
⑨	課 題	より効果的に市民の人権意識の高揚を図るため、児童の人権啓発ポスター等の掲示を検討するなど、啓発手法の検討・見直しを今後も行っていく。								
⑩	2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
		■実施時期：令和6年12月 ・同和問題・障がい者の人権・子どもの人権・拉致被害者などの人権パネル・写真の展示（分庁舎屋内交流スペース） ・電光掲示板による啓発（かしはらナビプラザ・市民窓口課・コミュニティバス） ・ホームページ・SNSでの啓発 ・のぼり旗の掲出（本庁舎駐車場）								
		予算額（単位：千円）		50						
⑪	2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
		紙媒体だけではなく、ホームページやLINE、X(旧Twitter)等のSNSによる啓発にも取り組みたい。また、LEDビジョンやデジタルサイネージ等、市の設備を活用して啓発をしていきたい。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画					
① 事業名	「人権を確かめあう日」記念集会				
② 担当課名	人権政策課				
③ 対 象	市民等、関係団体、市職員				
④ 目 標	市民が主体的に人権問題について正しい知識を習得できるよう関係機関等と連携を図り取り組む				
⑤資料編との対応	83 ページ	「人権を確かめあう日」記念集会一覧表			
⑥ 分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者
		5. 障がいのある人	6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等	8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）
		9. インターネット等による人権侵害	10. さまざまな人権	11. 人権全般	
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容				
	演題：「もっとあたたかい人の世をー水平社創立の思想を未来へー」 講師：水平社博物館 館長 駒井 忠之さん 日程：令和6年1月20日（土）午後1時30分～3時30分 場所：大久保ふれあいセンター				
	予算額（単位：千円）	92	決算額（単位：千円）	50	
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい
	説 明	統一地方選挙実施のため、奈良県下一斉の「人権を確かめあう日」記念集会の開催はない年度であるが、人権意識の高揚を図るため人権講座を開催した。			
⑨ 課 題	「毎月11日は人権を確かめあう日」のスローガンを着実に市民の間に浸透させ、人権意識の高揚を図る大切な機会であるので、時宜に応じたテーマ・講師を検討し、より多くの市民に参加してもらえるよう努めていきたい。				
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容				
	演題：「障がいのある若者から学ぶ！豊かに生きる」 講師：NPO法人 ならチャレンジド 理事長 赤川 義之 氏 NPO法人 ならチャレンジド ひまわり 辻本 圭吾 氏 日程：令和6年4月11日（木）午後1時30分～午後3時45分 場所：檀原市役所分庁舎（ミグランス）4階 コンベンションルーム				
	予算額（単位：千円）	97			
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大	B. 見直しの上継続	C. 縮 小	D. 廃止又は休止
	県下一斉の取組である「人権を確かめあう日」記念集会は、多数の市民や関係団体、市職員に対する人権意識の高揚が図れるため、継続して実施する。また、市民の人権問題に対する興味や関心の幅が広がり多数参加いただけるよう、テーマや講師の選定を行っていく。				

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	人権を考えるつどい								
② 担当課名	人権政策課								
③ 対 象	市民等								
④ 目 標	市民が主体的に人権問題について正しい知識を習得できるよう関係機関等と連携を図り取り組む								
⑤資料編との対応	83 ページ		「人権を考えるつどい」一覧表						
⑥ 分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者			
		5. 障がいのある人		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			
		8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権			
		11. 人権全般							
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	■実施時期：令和5年7月15日（土）午後1時30分～3時30分								
	場所：奈良県社会福祉総合センター 6階 大ホール								
	内容： ・開会行事 ・市内小中学生による人権作文の発表 ・記念公演 演題：「自分らしく生きる」（LGBTQ、性の多様性について） 講師：悠以さん（シンガーソングライター）								
		予算額（単位：千円）		489		決算額（単位：千円）		442	
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説 明	単にお話だけでなく、歌を交えた公演によって、多くの参加者を募れた上、講演の内容にも満足していただいた声が多かった。							
⑨ 課 題	アンケート結果から人権問題についての関心や理解が深まったと考えられる。今後も開会行事や講演会講師及びテーマなどについて充実した内容を検討し、より一層の広報活動に努め、さらなる市民の参加を促す必要がある。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	日程：令和6年8月3日（土）								
	場所：奈良県社会福祉総合センター 6階 大ホール								
	内容： ・開会行事 ・市内小中学生による人権作文の発表 ・記念公演 演題：落語&講演会「一隅を照らす」～自分の持ち場で一生懸命～ 講師：露の団姫さん（落語家・僧侶）								
		予算額（単位：千円）		455					
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
	7月の「差別をなくす強調月間」の一環として、県下一斉の取組である「人権を考えるつどい」は、多数の市民に対する人権意識高揚の効果が期待できるため、これからも継続して実施していく。また、より多くの市民に参加していただけるよう、人権問題に対する市民の興味や関心の幅が広がるよう、テーマや講師の選定を行っていく。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画										
①	事業名	かしはらふれあい塾（人権市民講座）								
②	担当課名	人権政策課								
③	対 象	市民等								
④	目 標	市民の人権意識について正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図る								
⑤	資料編との対応	ページ								
⑥	分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
			6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）		
			9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般	
⑦	2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
		テーマ：「ありのままのわたしを生きる」ために 日 程：令和5年10月12日(木) 講 師：土肥 いつきさん 場 所：中央公民館3階講堂								
		予算額（単位：千円）		5		決算額（単位：千円）		6		
⑧	成 果	C	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
		説 明	市民対象として、「人権施策に関する基本計画」で重要課題として設定しているさまざまな人権問題をテーマにし、開催している。アンケートでは、69%が研修を受講して良かったと回答している。LGBTQについて、映画と講師の実体験を交えた講演といった様々なアプローチで伝えられたことがこの評価につながったと考えられる。							
⑨	課 題	市民の人権問題に対する理解と認識を深める機会を提供している。参加人数が少ないので、より多くの市民に参加してもらえるよう、講座内容の充実、市広報紙やホームページの活用など告知方法について検討する必要がある。								
⑩	2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
		テーマ：映画「みとりし」視聴 日 程：令和6年7月26日(金) 講 師：乗本 奈穂美さん 場 所：かしはら万葉ホール4階 研修室2								
		予算額（単位：千円）		5						
⑪	2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
		市民の人権問題に対する理解と認識を深めるよい機会となるため、継続して実施する。内容の充実を図り、より多くの市民に参加していただけるよう、企画していく。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画										
①	事業名	各種集会・研修会等の参加								
②	担当課名	人権政策課								
③	対 象	市民等・市職員								
④	目 標	人権に関する学習機会の提供に努め、人権啓発の推進を図る								
⑤	資料編との対応	ページ								
⑥	分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
			6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）		
			9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般	
⑦	2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
		・奈良県人権・部落解放研究集会参加 日程：令和5年10月1日 ・部落解放研究第56回全国集会 日程：令和5年11月15日 ・なら・ヒューマンフェスティバル参加 日程：令和5年11月11日 場所：宇陀市 ・毎月11日は「人権を確かめあう日」県民のつどい・第20回シンポジウム 日程：令和5年8月9日 場所：大和郡山市								
		予算額（単位：千円）		231		決算額（単位：千円）		154		
⑧	成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
		説 明	国、県、他自治体や関係機関、各種団体などが実施する各集会や研修会等に参加する機会を、市民、職員に提供することにより、人権啓発の推進を図っている。また、奈良県人権・部落解放研究集会は檀原市で開催されたため、職員、市民が多く参加できた。							
⑨	課 題	関係機関や各種団体が行う集会等の情報の把握や、市民・職員への周知の方法について検討する必要がある。								
⑩	2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
		・奈良県人権・部落解放研究集会参加 日程：未定 ・部落解放研究第57回全国集会 日程：令和6年11月19日～20日 ・なら・ヒューマンフェスティバル参加 日程：令和6年11月9日 場所：平群町総合文化センター ・毎月11日は「人権を確かめあう日」県民のつどい・第21回シンポジウム 日程：未定								
		予算額（単位：千円）		231						
⑪	2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
		新型コロナウイルス感染症に関して中止していた各種集会や研修会等も再開されているので、より多くの市民や職員に参加してもらい、人権意識のより一層の高揚を図っていく。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	人権相談（面接・電話）								
② 担当課名	人権政策課								
③ 対 象	市民等								
④ 目 標	人権侵害を受けた人が相談を通して問題解決に立ち向かえるよう支援する								
⑤資料編との対応	83 ページ		相談件数						
⑥ 分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権		11. 人権全般		
事業の内容									
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	○人権政策課職員による相談 実施日：常時 ○人権擁護委員による相談（ナビプラザ4階） 実施日：第1・第3金曜日・第3土曜日（13:00～16:00） ○犯罪被害者支援相談（ナビプラザ4階） 実施日：月・火曜日（10:00～16:00） 相談窓口の周知：市広報、ナビプラザ大型LEDビジョン、コミュニティバス車内案内板、のぼり旗								
	予算額（単位：千円）		0		決算額（単位：千円）		0		
	⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい			
説 明		相談者の立場になって対応し聞き取りをすることにより、気持ちを受けとめ、相談者が自己決定できるよう相談に努めている。また、相談の内容については、きめ細やかに対応し、関係機関との連携を図ることにより、相談者の自信を回復させて問題解決に立ち向かえるよう支援している。							
⑨ 課 題	多種多様な人権相談に対応することが出来るよう、相談員として専門的な知識を学習する必要がある。また、相談窓口の周知が必要である。								
事業の内容									
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	○人権政策課職員による相談 実施日：常時 ○人権擁護委員による相談（ナビプラザ4階） 実施日：第1・第3金曜日・第3土曜日（13:00～16:00） ○犯罪被害者支援相談（ナビプラザ4階） 実施日：月・火曜日（10:00～16:00） 相談窓口の周知：市広報、ナビプラザ大型LEDビジョン、コミュニティバス車内案内板、のぼり旗								
	予算額（単位：千円）		0						
	⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大	B. 見直しの上継続	C. 縮 小	D. 廃止又は休止			
人権相談は、困っている人にとっての重要性は言うまでもないが、それに加え、相談内容は人権問題の現状を示唆しており、今後の人権施策を見直す大切な材料となるので、継続して実施する。									

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	「人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」の作成								
② 担当課名	人権政策課								
③ 対 象	市担当課								
④ 目 標	各担当課が実施する人権に関する事業について把握し、人権意識の高揚に図る取組を推進する								
⑤資料編との対応	ページ								
⑥ 分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般	
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	全庁的に人権に関わる事業について、「人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」として取りまとめる。 (実施時期：令和5年度)								
	予算額（単位：千円）		69		決算額（単位：千円）		69		
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説 明	「人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」として作成するにあたり、市担当課が取り組んでいる人権に関する事業について、事業の内容及び評価、今後の方向性などを確認・検討することにより、「人権施策に関する基本計画」の実施に寄与することができた。							
⑨ 課 題	市担当課が提出する人権に関する事業について、事業の内容、提出資料等について精査が必要である。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	全庁的に人権に関わる事業について、「人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」として取りまとめる。 (実施時期：令和6年度)								
	予算額（単位：千円）		0						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
	本事業は、「人権施策に関する基本計画」に基づき取り組んでいる各事業の点検整理を行い、見直しをする良い機会となることから継続して実施する。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	人権啓発(常時)								
② 担当課名	人権政策課								
③ 対象	市民等								
④ 目標	あらゆる場でさまざまな機会を通して市民の人権意識の高揚を図る								
⑤ 資料編との対応	ページ								
⑥ 分野	II	1. 部落差別問題(同和問題)		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)			
		9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般	
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	・ホームページによる人権啓発及び情報提供 人権啓発及び情報提供を行うため、ホームページを開設(実施時期:常時) ・ナビプラザかしはら大型LEDビジョンの放映、コミュニティバス車内での啓発放映 ・広報誌(広報かしはら)による人権啓発 小中学生が作成した人権標語、てんいち先生(人権4コマまんが)、人権相談窓口を掲載 ・LINEやX(旧Twitter)等のSNSを活用して啓発を行う ・市施設に設置されたデジタルサイネージを活用した啓発								
	予算額(単位:千円)		0		決算額(単位:千円)		0		
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説明	ホームページで市民に対して、人権啓発の理念・人権に関わる講座を紹介することにより、人権意識の高揚につなげることができた。かしはらナビプラザ、市民窓口課、かしはらコミュニティバスの電光掲示板での放映件数を増やして、啓発に努めた。							
⑨ 課題	市民の人権意識の高揚をよりいっそう推進するため、内容の検討及びホームページの構成を分かりやすくレイアウトするなどの精査が必要である。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	・ホームページによる人権啓発及び情報提供 人権啓発及び情報提供を行うため、ホームページを開設(実施時期:常時) ・ナビプラザかしはら大型LEDビジョンの放映、コミュニティバス車内での啓発放映 ・広報誌(広報かしはら)による人権啓発 小中学生が作成した人権標語、てんいち先生(人権4コマまんが)、人権相談窓口を掲載 ・LINEやX(旧Twitter)等のSNSを活用して啓発を行う ・市施設に設置されたデジタルサイネージを活用した啓発								
	予算額(単位:千円)		0						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大		B. 見直しの上継続		C. 縮小		D. 廃止又は休止	
	市民の目に触れる機会を増やすために、デジタルサイネージやSNS等を活用して啓発に努めていく。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	LGBTQに関する啓発								
② 担当課名	人権政策課								
③ 対象	市民等								
④ 目標	市民等が正しい知識を得て、一人ひとりの性・セクシュアリティが尊重される社会づくりを目指す								
⑤ 資料編との対応	ページ								
⑥ 分野	8	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般	
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	一人ひとりの性・セクシュアリティが尊重されるよう、地域や職場、学校等において正しい知識を啓発し、共に生きる社会づくりを目指す。 パネル展示とチラシの配布により啓発を行う。								
	性の多様性をテーマに「人権を考えるつどい」を開催する。 演題：LGBTQ・性の多様性トーク&コンサート「自分らしく生きる」 講師：悠以さん（シンガーソングライター）								
	予算額（単位：千円）		0		決算額（単位：千円）		0		
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説明	市民がLGBTQについて正しい知識を得られるよう、当事者の困りごとを具体的に紹介したパネルを展示した。 また、毎年開催している「人権を考えるつどい」のテーマをLGBTQにすることで、さらなる普及啓発に努めた。							
⑨ 課題	一人ひとりの性・セクシュアリティが尊重され、共に生きる社会づくりを目指して、地域や社会等で啓発活動を推進していく。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	一人ひとりの性・セクシュアリティが尊重されるよう、地域や職場、学校等において正しい知識を啓発し、共に生きる社会づくりを目指す。 パネル展示とチラシの配布により啓発を行う。								
	予算額（単位：千円）		0						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大		B. 見直しの上継続		C. 縮小		D. 廃止又は休止	
	一人ひとりの性・セクシュアリティが尊重され、共に生きる社会づくりを目指して、地域や社会等で啓発活動を推進していくため、研修や広報啓発なども取り入れていく必要がある。								

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画										
①	事業名	男女共同参画週間事業								
②	担当課名	人権政策課								
③	対 象	市民等・各種関係団体								
④	目 標	男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画意識の高揚を図っていく								
⑤	資料編との対応	84 ページ		男女共同参画推進事業						
⑥	分 野	2	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
			6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）		
			9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権		11. 人権全般		
⑦	2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
		○男女共同参画週間パネル展 日程：令和5年6月1日(木)～30日(金) 場所：市役所分庁舎10階展望フロア 内容：「みんなでつくる、みんなの未来。」をテーマに性的マイノリティの方々が抱える社会課題をまとめた啓発パネル展								
		○男女共同参画週間講演会（「人権を考えるつどい」と共催） 演題：LGBTQ・性の多様性トーク&コンサート「自分らしく生きる」 講師：悠以さん（シンガーソングライター） 日時：令和5年7月15日(土) 13:30～15:00 場所：奈良県社会福祉総合センター								
		予算額（単位：千円）		350		決算額（単位：千円）		0		
⑧	成 果	C	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
		説 明	・6月の「男女共同参画啓発パネル展」では、「みんなでつくる、みんなの未来。」をテーマに、LGBTQ等、様々な考え方を紹介する等した。 ・男女共同参画週間講演会では、性同一性障がいの当事者で、シンガーソングライターとして全国で講演実績のある講師を招き、自分の経験談を踏まえたお話をしていただき、性の多様性についての理解を深めていただくことができた。							
⑨	課 題	性別に関わらず、幅広い年齢層のより多くの人へ啓発するため、パネル展示の内容を工夫していく必要がある。								
⑩	2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
		・男女共同参画週間パネル展 日程：令和6年6月1日(土)～30日(日) 場所：市役所分庁舎10階展望フロア 内容：自分では気付いていない無意識の思い込み等（アンコンシャス・バイアス）解消に向けた周知啓発								
		・男女共同参画週間講演会（「人権を考えるつどい」と共催） 演題：落語&講演会「一隅を照らす」～自分の持ち場で一生懸命～ 講師：露の団姫さん（落語家・僧侶） 日時：令和6年8月3日(土) 13:30～15:00 場所：奈良県社会福祉総合センター								
		予算額（単位：千円）		350						
⑪	2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
		男女共同参画週間の事業は男女共同参画を推進するための意識づくりに繋がるように、多様な媒体を活用した広報・啓発を引き続き行う。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
①	事業名	男女共同参画職員研修							
②	担当課名	人権政策課							
③	対 象	市職員							
④	目 標	市職員の男女共同参画意識の向上を図っていく							
⑤	資料編との対応	84 ページ		男女共同参画職員研修					
⑥	分 野	2	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人	
			6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）	
			9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権		11. 人権全般	
⑦	2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容							
		市職員研修							
		テーマ：心に響くリーダーのスピーチ力 ～人を惹きつける話の極意～ 講師：言の葉OFFICE かのかん 代表 川邊 暁美 （神戸女学院大学非常勤講師、フリーアナウンサー） 日時：令和5年11月28日（火）13時30分～15時30分 場所：大和信用金庫 八木支店3階 第1会議室							
		予算額（単位：千円）		37		決算額（単位：千円）		37	
⑧	成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい
		説 明	男女がともに能力と個性を発揮しながら、同等の職務を担い、様々な場で活躍することを目指すとした管理職以上を対象とした研修を行った。管理職になると人前で責任ある立場で発言しなければならない機会が多くなるため、実践形式での研修を行うことで説得力に繋がる話し方の極意を学ぶことができた。						
⑨	課 題	男女共同参画の視点を市の施策に浸透させていくために、職員の意識改革が重要であり、途切れることなく研修を続けていく必要がある。 対面型式による研修については、会場の都合上、参加人数が制限されるため、より多くの職員に参加してもらうことができないのが課題である。							
⑩	2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容							
		市職員研修（人事課と共催）							
		テーマ：「あなたの意識は大丈夫？ ～公的広報のジェンダー表現～」 講 師：参画ネットなら 風味 良美 さん （檀原市男女共同参画推進団体） 日 程：令和6年7月1日（月）～7月31日（水） 形 式：オンライン							
		予算額（単位：千円）		30					
⑪	2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止
		オンライン研修で開催した場合、より多くの参加人数が見込めるものの、研修の目的によっては、対面式参加型で開催する方が、より効果的な研修に繋がるものもあるため、開催方法等については、目的に応じて検討が必要である。							

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画										
① 事業名	男女共同参画行動計画実施事業									
② 担当課名	人権政策課									
③ 対 象	市民等・各種関係団体・市職員									
④ 目 標	男女共同参画推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施していく									
⑤資料編との対応	ページ									
⑥ 分 野	2	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人			
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容									
	「檀原市男女共同参画行動計画(第3次)改訂版」及び「檀原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画(第2次)改訂版」に基づき、男女共同参画推進施策を遂行した。 R5.9.21 檀原市男女共同参画推進委員会実務担当者部会 開催 ・ 研修「男女共同参画で考える防災研修～いざという時、私たちにできること～」 講師：ならこーぷ男女共同参画研究会いこ～る 代表 石川 敦子 さん R6.1.10 檀原市男女共同参画推進委員会 開催 ・ 「檀原市男女共同参画行動計画（第3次）」令和4年度 実施状況報告について ・ その他 R6.2.9 第1回檀原市男女共同参画審議会 開催 ・ 「檀原市男女共同参画行動計画（第3次）」令和4年度 実施状況報告について ・ 「檀原市男女共同参画行動計画（第3次）改訂版」について									
	予算額（単位：千円）		127			決算額（単位：千円）		103		
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい		
	説 明	令和5年度から令和9年度までの5年間の主な事業及び数値目標を改めた「檀原市男女共同参画行動計画(第3次)改訂版」及び「檀原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画(第2次)改定版」に基づき、全庁的な取組としての推進体制により男女共同参画推進施策を遂行した。								
⑨ 課 題	男女共同参画社会形成には、あらゆる分野での取り組みを推進していく必要があり、男女共同参画施策を着実に遂行していくための基盤となる推進体制をより一層充実させていかなければならない。									
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容									
	「檀原市男女共同参画行動計画(第3次)改訂版」及び「檀原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画(第2次)改訂版」に基づき、男女共同参画推進施策を遂行していく。 順次、男女共同参画推進委員会実務担当者部会、男女共同参画推進委員会、男女共同参画審議会を開催する予定である。									
	予算額（単位：千円）		127							
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止		
	「檀原市男女共同参画行動計画(第3次)改訂版」及び「檀原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画(第2次)改訂版」に基づき、男女共同参画推進施策を遂行していく。									

樫原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画										
①	事業名	DV防止啓発事業								
②	担当課名	人権政策課								
③	対 象	市民等・各種関係団体・市職員								
④	目 標	暴力根絶の意識づくりと、DVについての正しい理解を普及していく								
⑤	資料編との対応	ページ								
⑥	分 野	2	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
			6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
			9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権		11. 人権全般		
⑦	2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容 ○女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）の啓発活動 「パープルリボン運動」 パープルリボンを市民・市職員へ配布。 ○男女共同参画広場の「ゆめおーくだより」で、DVに関する特集号による普及啓発 ○パープルリボン街頭啓発 近鉄大和八木駅（令和5年11月10日実施） 樫原市男女共同参画推進団体「女性のための傾聴ボランティアばんだ」 ○デートDV防止の学校出前講座を5校で実施。【共催】参画ネットなら R5.9.27 県立樫原高校（1年生324名、教職員20名） R5.10.26 市立畝傍中学校（2年生221名、教職員13名）（3年生172名、教職員13名） R6.2.7 県立畝傍高校（2年生378名、教職員25名） R6.2.14 県立畝傍高校（1年生380名、教職員25名） 予算額（単位：千円） 85 決算額（単位：千円） 45								
⑧	成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説 明	デートDV防止の学校出前講座を実施することで、若年層へのDV根絶の啓発及び教育関係者への理解促進のための学習機会を提供することができた。								
⑨	課 題	街頭啓発等一部の活動が中止となる状況で、啓発を途切れさせず続ける方策を常に検討しなければならない。								
⑩	2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容 ○女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）の啓発活動 「パープルリボン運動」 パープルリボンを市民・市職員へ配布。 ○男女共同参画広場の「ゆめおーくだより」やパネル展示等で、DV防止に関する啓発 ○デートDV防止の学校出前講座を4校で実施予定。【共催】参画ネットなら R6.6.5 県立畝傍高校定時制（全年生28名、教職員11名） R6.9.25 県立樫原高校（1年生321名、教職員20名） R6.10.17 市立畝傍中学校（1年生205名、教職員14名）（2年生196名、教職員15名） 予算額（単位：千円） 75								
⑪	2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
		DV被害者については、自身が被害者であることに気づきにくいと、DV被害者だけでなく、市民一人ひとりがDVを正しく理解し、早期発見や必要な支援につなげていくことができる事業を展開していく。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画										
① 事業名	男女共同参画広場相談事業									
② 担当課名	人権政策課									
③ 対 象	市民等									
④ 目 標	男女共同参画に関わる相談窓口を充実していく									
⑤資料編との対応	83 ページ		相談件数							
⑥ 分 野	2	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人			
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権		11. 人権全般			
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容									
	・「女性による女性のための面接相談」相談件数・・・101件 女性が抱える様々な心理的問題や悩みに応じる女性相談員による面接相談業務 ・「女性相談員による電話相談」相談件数・・・37件 生き方、夫婦、家族、DV、対人関係の問題や悩みに応じる女性相談員による電話相談業務 ・上記相談の指定日以外に対応した男女共同参画指導員による相談件数・・・面接6件、電話19件 ・相談窓口については、市広報誌、市ホームページ、かしはらナビプラザLEDビジョン、男女共同参画広場情報誌やリーフレット等に掲載し、周知を行った。									
	予算額（単位：千円）		0		決算額（単位：千円）		0			
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい		
	説 明	・男女共同参画広場相談指定日での年間相談件数については、『面接相談』が101件（うちDV相談39件）、『電話相談』は37件（うちDV相談4件）あり、適切な関係機関等に繋げることができた。また相談指定日以外においても、年間25件の面接及び電話相談があり、常駐する男女共同参画広場指導員がいつでも相談対応できるような体制をとっており、相談者にとって気軽に相談しやすい窓口といえる。								
⑨ 課 題	相談を必要とされる人に知ってもらうため、出来るだけ多くの媒体を活用し、周知啓発していく必要がある。									
⑩ 2023(令和5)年度 事業計画	事業の内容									
	・女性による女性のための面接相談（予約制 1人50分） 実施日：毎月第1土曜日、第2,3,4水曜日 9:00～12:00 ・女性相談員による電話相談 実施日：第1～4水曜日 13:00～16:00 男女共同参画広場指導員が相談業務に従事									
	予算額（単位：千円）		0							
⑪ 2024(令和6)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止		
	相談窓口については、広報の仕方等を工夫し、より一層の周知を図っていく。 また、被害者に寄り添いながら課題解決に関わる部署や関係機関と連携して自立支援に努め、相談体制の充実を図っていく。									

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	差別をなくす強調月間								
② 担当課名	飛驒コミュニティセンター								
③ 対象	周辺を含む地域住民・施設利用者								
④ 目標	児童生徒による啓発作品等を掲示し、広く社会に発信する事で人権意識の高揚を促す								
⑤ 資料編との対応	ページ								
⑥ 分野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般	
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	センター公用車に人権ポスターを貼付し、啓発を行いました。また、分室の窓に啓発標語の掲示を行い、来館者だけでなくセンター付近の通過交通者に広く啓発しました。								
	予算額（単位：千円）		0		決算額（単位：千円）		22		
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説明	今年度は大規模改修工事があったため、施設内での活動はあまりできませんでしたが、公用車に人権啓発ポスターを張り付け、啓発を行いました。特に車での来館者が関心を寄せ、鑑賞されている姿が見受けられました。分室の窓への啓発標語の掲示により、来館者だけでなくセンター付近の通過交通者にも見ていただくことができました。							
⑨ 課題	内容を更に検討し、より多くの方の参加を促したいと考えております。大規模改修工事が終わったため、例年行っている玄関ホールへの市内小中学生の人権ポスターと人権啓発標語及び人権啓発パネルの展示の再開を検討しています。また、センター公用車への人権ポスター貼付を、引き続き行うことを検討しています。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	市内小中学生の人権ポスターと人権啓発標語及び人権啓発パネルを玄関ホールに展示を行い、センター公用車に人権ポスターを貼付し、啓発を行います。また、センターの2階 南側の窓に啓発標語の掲示を行い、来館者だけでなくセンター付近の通過交通者に広く啓発することを計画しています。								
	予算額（単位：千円）		0						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大		B. 見直しの上継続		C. 縮小		D. 廃止又は休止	
	地域住民相互の親睦を図り、また世代間交流の場として、内容を充実して継続していきたい。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	活動展								
② 担当課名	飛驒コミュニティセンター								
③ 対象	周辺を含む地域住民・施設利用者								
④ 目標	人権意識の高揚を図るとともに、住民交流を促進する文化活動として活用する								
⑤ 資料編との対応	ページ								
⑥ 分野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般	
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	令和5年度は、センターにおいて大規模改修工事が行われていたため、実施いたしませんでした。								
	予算額（単位：千円）		0		決算額（単位：千円）		0		
⑧ 成果	D	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説明	センターにおいて大規模改修工事が行われていたため、実施いたしませんでした。							
⑨ 課題	新型コロナウイルス等感染症の拡大防止のため、作品やパネル展示を主としながら行いましたが、センターがリニューアルオープンしたことや、コロナウイルスが第5類に移行となったことを踏まえて、内容を検討して参りたいと考えております。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	新型コロナウイルス等感染症の拡大防止のため、作品やパネル展示を主としながら行っていました。しかし、センターがリニューアルオープンしたことや、コロナウイルスが第5類に移行となったことを踏まえて、作品やパネル展示を中心に、各教室活動の発表、物品や飲食物販売等も含めて計画しています。								
	予算額（単位：千円）		120						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大		B. 見直しの上継続		C. 縮小		D. 廃止又は休止	
	地域住民相互の親睦を図り、また世代間交流の場として、内容を検討して継続していきます。								

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	差別をなくす強調月間								
② 担当課名	大久保コミュニティセンター								
③ 対 象	市民・校区住民・施設利用者等								
④ 目 標	人権に関する講演や児童等による啓発作品等を掲示し、広く社会に発信することで人権意識の高揚を促す								
⑤資料編との対応	ページ								
⑥ 分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権		11. 人権全般		
事業の内容									
⑦ 2022(令和5)年度 事業実績	【講演会】 講師：橿原市教育委員会 学校教育課いじめ対策巡回支援相談員 友金 裕雅氏 演題：『身近な風習や慣習から見えてくるもの』 と き： 7月20日（木） 午後4：00～5：00 ところ： 大久保ふれあいセンター 大会議室 【パネル展】・人権啓発パネル及びポスターの展示 ・人権啓発標語の展示 【市広報7月号に折込】ふれあいセンターだよりに啓発記事を掲載し、地域内全世帯に配布 【啓発横断幕掲示】「普通はそう あなたと私の普通は違う」 実施時期及び場所 令和5年7月～令和6年6月 ふれあいセンター北側								
	予算額（単位：千円）		40		決算額（単位：千円）		40		
	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	⑧ 成 果	説 明	講演会には小学校区一円より話を聞きに訪れて頂き、身近な話題から人権のこと考えて頂く貴重な機会となりました。人権ポスターや人権啓発標語の作品が展示されたことにより本人や家族、また来庁者の方の関心と呼び、人権について改めて考えていただく機会を提供できていますふれあいセンター北側への啓発横断幕掲示により、来館者だけでなくセンター付近の通過交通者にも見ていただくことができました。						
⑨ 課 題	今後より多くの市民参加を促すため、さらに充実した魅力的な内容を検討したい。								
事業の内容									
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	【講演会】 『知っていますか？日本女性会議』～毎日の役割分担やデータから考えよう～ 講師 山林 信仁 氏（橿原市教育委員会 人権・地域教育課 指導主事） と き： 7月23日（火） 午後4：00～5：00 ところ： 大久保ふれあいセンター 大会議室 【パネル展】・人権啓発パネル及びポスターの展示 ・人権啓発標語の展示 【市広報7月号に折込】ふれあいセンターだよりに啓発記事を掲載し、地域内全世帯に配布 【啓発横断幕掲示】「見守らず 自ら動け 守るため」 実施時期及び場所 令和6年7月～令和7年6月 ふれあいセンター北側								
	予算額（単位：千円）		40						
	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
	⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	今後も引き続き、時流に配慮しつつ人権に関する多様な講演、展示・啓発活動を企画し、より多くの市民の参加を促したい。							

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	おおくぼふれあい祭								
② 担当課名	大久保コミュニティセンター								
③ 対 象	市民・校区住民・施設利用者等								
④ 目 標	人権に関する催しや地域住民の交流活動の場を提供し、人権意識の高揚と地域社会の活性化を促す								
⑤ 資料編との対応	ページ								
⑥ 分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）		
		9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般	
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	「おおくぼふれあい祭」は、人権意識の高揚の場であると同時に世代間・地域間交流の場として畝傍北小学校区の方々が作り上げてきた大久保解放文化祭を起源とする祭です。 各種団体の参加による「実行委員会」を組織し、おおくぼふれあい祭の行事内容を検討し、地域全体の参加型の行事として実施しました。 ・生け花教室有志の作品展示、中学校の作品展示 ・小学生・中学生・一般参加者によるアトラクション ・模擬店（10店） 日時 令和5年11月11日 場所 大久保ふれあいセンター内駐車場								
	予算額（単位：千円）		400		決算額（単位：千円）		383		
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説 明	ふれあい祭は地元及び周辺地域の恒例行事と定着しており、幅広い年代の参加者が集まっている。人権意識の高揚の場であると同時に世代間・地域間交流の場としての意義を持つ事業である。							
⑨ 課 題	より充実させていくために内容に工夫を凝らす必要がある。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	内容 小学生・中学生によるアトラクション 模擬店等 日時 令和6年11月9日 場所 ふれあいセンター								
	予算額（単位：千円）		400						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
	新しいタイプの感染症が今後も流行を繰り返すことが想定されるなかで、感染症拡大防止対策を講じた上で、人権意識の高揚の場と世代間・地域間交流の場というふたつの役割それぞれにおいて内容により工夫を凝らし、当事業の意義をさらに充実したものにする。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画										
① 事業名	おおくぼまちづくり館事業									
② 担当課名	大久保コミュニティセンター									
③ 対 象	来館者									
④ 目 標	大久保町の成立ちを分かりやすく紹介する事を通じ、市内外を問わず、人権意識の重要性を広く発信していく									
⑤資料編との対応	85 ページ		おおくぼまちづくり館 年度別利用状況							
⑥ 分 野	I	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人			
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権		11. 人権全般			
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容									
	来館者883名 開館時間 午前9時から午後5時（休館日：月曜日・12月25日から1月5日） ・まちづくり館保存会による学習会 令和6年1月28日 （演題）「おおくぼまちづくり館展示内容とFWについて」 （講師）吉住光洋 おおくぼまちづくり館保存会理事 ・まちづくり館保存会による洞村へのフィールドワーク									
	予算額（単位：千円）		2,734		決算額（単位：千円）		2,521			
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい		
	説 明	来客者は減となっているものの、各種団体や教育関係者及び企業内人権研修による利用を中心として、人権学習の場としての効果を上げている。								
⑨ 課 題	依然として県外からの来訪者の割合が高く、奈良県民及び地元市民への集客に結び付くPRが課題である。またリピート率が低く、リピーターをいかに増やすかも課題である。									
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容									
	・まちづくり館管理運営 ・まちづくり館保存会による学習会 ・まちづくり館保存会による洞村へのフィールドワーク									
	予算額（単位：千円）		2,930							
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	A	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止		
	地域の文化及びまちづくりの歴史にまつわる情報をより広い観点から魅力的に発信することを目的として、より深い学びに結び付くような設備・展示のあり方を考えていく。									

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	本人通知制度								
② 担当課名	市民窓口課								
③ 対 象	市民及び檀原市に本籍がある人								
④ 目 標	住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の防止を図る								
⑤資料編との対応	ページ								
⑥ 分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般	
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	・事前登録者の住民票の写し等を第三者に交付した場合に、その交付の事実を 通知する。 令和5年度新規登録者数 48人 （令和5年度末）事前登録者数 256件 令和5年度通知件数 12件 ・職員に対しての制度周知のため、庁内インフォメーションに掲載 広報かしはらを活用した市民への制度周知								
	予算額（単位：千円）		0			決算額（単位：千円）		0	
⑧ 成 果	A	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説 明	住民票の写し等を第三者に交付した場合に、その事実を登録者へ通知することにより、不正 請求及び不正取得による個人の権利侵害に対して抑止力を持たせる効果が期待できる。 令和5年度は新規登録者が大きく増加した。							
⑨ 課 題	本人通知制度の周知に努め、事前登録者数の増加を図る必要がある。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	・被害告知型の導入 ・登録者の住民票の写し等を第三者に交付した場合において、その交付の事実を通知 新規登録者数 50件 ・広報かしはら及び市ホームページを活用した市民への制度周知 ・市民窓口課待合場所でのLEDビジョン放映及びチラシ設置による市民への制度周知								
	予算額（単位：千円）		0						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	A	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
	事前登録者数の増加を図る周知を行い、今後も継続して実施していく。 被害告知型の導入を周知することにより、不正取得を抑止する。								

① 事業名					
② 担当課名					
③ 対 象					
④ 目 標					
⑤資料編との対応					
⑥ 分 野					
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績					
⑧ 成 果					
⑨ 課 題					
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画					
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性					

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	HIVおよびハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発活動								
② 担当課名	健康増進課								
③ 対 象	市民等								
④ 目 標	H I Vウイルス感染予防と感染症及びハンセン病に対する差別を解消するため、正しい知識の普及啓発を行う								
⑤資料編との対応	80	ページ	HIV感染者数及びAIDS患者数（累計）						
⑥ 分 野	7	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. H I V感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権		11. 人権全般		
事業の内容									
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	保健センターでの啓発ポスターの掲示 リーフレットの設置 県主催のキャンペーンやシンポジウムへの協力								
	予算額（単位：千円）		0		決算額（単位：千円）		0		
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説 明	積極的に啓発の機会はなかったが、リーフレットの設置を行った。							
⑨ 課 題	H I Vウイルス感染予防と感染症及びハンセン病に対する差別を解消するため、今後も正しい知識の普及啓発に努める。								
事業の内容									
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	保健センターでの啓発ポスターの掲示 リーフレットの設置 県主催のキャンペーンやシンポジウムへの協力								
	予算額（単位：千円）		0						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
	継続して実施していく								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画										
① 事業名	職員研修									
② 担当課名	こども未来課									
③ 対 象	幼稚園・こども園職員									
④ 目 標	人権保育・教育の根幹を知ること、資質を向上し、一人ひとりを大切にする保育・教育に繋げる。									
⑤資料編との対応	ページ									
⑥ 分 野	3	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人			
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容									
	○人権政策課主催研修 令和5年7月24日（月） テーマ「子どもに対する性暴力防止について」 講師：特定非営利活動法人 子育て研究所代表理事 辻川 朱利 氏									
	○こども未来課主催職員研修 令和5年12月12日(火) テーマ 「不適切な保育を防ぐ」～子どもの人権を尊重した保育のために～ 講師：認定NPO法人児童虐待防止協会 瀧本 宏子 氏									
	○令和5年度幼稚園教員研修 ①令和5年11月2日(木)「檀原市における保幼小の円滑な接続に向けて 校園長会合同研修会」 講師：奈良県教育委員会事務局学ぶ力はぐくみ課 指導主事 辻倉 史子 氏									
	②令和6年1月～2月各校区にて「保幼小の円滑な接続に向けて 教職員同士の合同研修会」 各校区の幼稚園・こども園の幼児教育と小学校の新年度スタートの小学校教育の情報交流 各校区の研修後、スプレッドシートにまとめて報告									
	予算額（単位：千円）		30		決算額（単位：千円）		30			
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい		
	説 明	・子どもの性について学び、子どもの被害について最初に関わる大人として保育士の存在は、早期発見・早期対応に繋げていくための事実に基づく基礎知識や効果的な対応の在り方について学ぶことができた。 ・子どもの権利条約、不適切な保育はなぜ起こるのかなど4つの権利の基本を学びながら、人権への認識や環境の要因を意識して考える機会になった。 ・幼保小の円滑な接続について、交流活動からカリキュラム作成につなぐための体制づくりとして、校園長会や職員同士の合同研修の開催できたことは意識の共有のきっかけにつながった。								
⑨ 課 題	・職員の資質向上につながる研修を企画すること。 ・保幼小の接続について、校園長会や各地域の取り組みを拡充して取り組んでいるが、檀原市の体制としてカリキュラム作成につながる体制づくりに進められていない。 ・職員のメンタルや働き方改革の意識の向上研修を図る。									
⑩ 2024(令和6)年 度 事業計画	事業の内容									
	・令和6年10月ごろに幼保小の接続に関わる体制づくりを講師を招いて研修予定 ・令和6年9月ごろに職員のメンタルヘルスに関する研修会予定 ・令和7年1月ごろに姿勢を整えることについて子どもの成長に繋げる研修予定									
	予算額（単位：千円）		30							
⑪ 2024(令和6)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止		
	・保幼小の接続について、文部科学省の「架け橋プログラム」の事例に学び、校区のつながりを大切にする檀原市の 体制づくりを図る。 ・職員の自尊感情を高め、楽しく保育に取り組むために企画したい。 ・体幹の弱い子どもが目立っている。落ち着きがないなど気持ちの面でも姿勢を整えることで改善できたという事例を通して実践しながら学びたい。									

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	児童虐待等への対応								
② 担当課名	こども家庭課								
③ 対 象	18歳未満の児童と保護者								
④ 目 標	個々の子どもとその家庭への対応、支援を通じ、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ育つ基盤を整える								
⑤資料編との対応	87・88 ページ		橿原市における養護相談の理由別対応件数・橿原市相談種類別処理						
⑥ 分 野	3	1.部落差別問題（同和問題）		2.女性	3.子ども	4.高齢者	5.障がいのある人		
		6.外国人		7.H I V感染者・ハンセン病患者等			8.性的マイノリティ(LGBTQなど)		
		9.インターネット等による人権侵害			10.さまざまな人権		11.人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	・子ども家庭相談室設置の啓発 ・乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認 ・要保護児童対策地域協議会代表者会議開催（令和5年7月20日） ・日々の家庭児童相談業務（虐待、養育に関すること等） ・公立幼稚園保育園園長会、公立小学校中学校校長会を対象とした研修（①「保育所等から市町村または児童相談所への定期的な情報提供について」の再周知②「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の再周知） ・子ども家庭総合支援拠点設置後の質の向上								
	予算額（単位：千円）		27,631		決算額（単位：千円）		25,713		
⑧ 成 果	A	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説 明	児童虐待の相談に対し「子どもの命を守る」ことを基本にして業務を遂行している。長期に及ぶ支援や見守りが必要なケースが多いが、関係機関とも連携しながら適宜対応している。							
⑨ 課 題	児童虐待は、その後の子どもの発達や将来に大きな影響を及ぼすのみならず、社会全体の大きな損失に繋がる。また、子どもの死に直結する可能性があり、非常に危険な側面も併せ持つ。児童虐待防止のため、更なる体制、人員の強化、整備が必要である。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	・乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認 ・要保護児童対策地域協議会代表者会議開催（令和6年10月22日） ・日々の家庭児童相談業務（虐待、養育に関すること等） ・必要に応じて、関係者等を対象にした講座の開催 ・こども家庭センターとしての安定的な人員・職種の確保、質の向上								
	予算額（単位：千円）		47,038						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	A	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
	児童虐待防止対策を市の重要な方針の一つとして位置づけ、引き続き広報やホームページ等を通じて、市民への啓発を行う。また、奈良県こども家庭相談センターをはじめとした関係機関との連携をより密にするとともに、こども家庭センターとして母子保健と児童福祉の連携を更にすすめ、児童虐待の早期発見、早期対応に努め、子どもの安全の確保を図る。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画						
① 事業名	法律相談					
② 担当課名	福祉総務課					
③ 対象	市民等					
④ 目標	弁護士が相談に応じるにより、住民が抱える悩みを解決する					
⑤資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	II	1.部落差別問題（同和問題）	2.女性	3.子ども	4.高齢者	5.障がいのある人
		6.外国人	7.HIV感染者・ハンセン病患者等	8.性的マイノリティ(LGBTQなど)		
		9.インターネット等による人権侵害	10.さまざまな人権	11.人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容 住民が抱える悩みを解決するため、弁護士が相談に応じる。 実施日：毎週金曜日 13:00～16:30 10人（1人20分面接相談）年間47回実施。相談件数361件					
	予算額（単位：千円）		1,898		決算額（単位：千円） 1,898	
⑧ 成果	B	A.成果は大きい	B.成果はやや大きい	C.成果はやや小さい	D.成果は小さい	
	説明	毎回、100%の予約が入っている。キャンセル待ちがあるほど広報で認知されているので、需要は多い。				
⑨ 課題	直前でのキャンセルや無断キャンセルをされる方がおられるため、予約がいっぱいで断る事があるにもかかわらず空き時間が生じる日がある。また、同種の事業が奈良弁護士会等の機関により種々実施されており、費用対効果を再検討する必要がある。					
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容 住民が抱える悩みを解決するため、弁護士が相談に応じる。 実施日：毎週金曜日 13:00～16:30 10人（1人20分面接相談）年間50回実施予定。相談見込み件数400件					
	予算額（単位：千円）		2,013			
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A.拡大	B.見直しの上継続	C.縮小	D.廃止又は休止	
	1人20分枠という相談時間の少ない中、1日10人の相談を受け付ける現在の方法であるが、相談時間が短いとの利用者の声がある。一方、同種の事業が奈良弁護士会等の機関により種々実施されており、費用対効果を再検討する必要がある。					

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画										
①	事業名	「社会を明るくする運動」啓発								
②	担当課名	福祉総務課								
③	対 象	市民等								
④	目 標	犯罪や非行を防止し、犯罪を犯した人たちの立ち直りを地域社会で支えていく								
⑤	資料編との対応	ページ								
⑥	分 野	10	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
			6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）		
			9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般	
⑦	2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
		○第73回「社会を明るくする運動」 ・市役所本庁舎駐車場に啓発幟旗及び横断幕を掲示（強調月間である7月1日～7月31日） ○第73回「社会を明るくする運動」作文コンテスト 市内の小中学生に作文を通じて、犯罪・非行の防止に関する意識を高め、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的として、毎年「“社会を明るくする運動”作文コンテスト」を実施している。 ・原稿の枚数：400字詰め原稿用紙3～5枚程度 ・募集締切：令和5年7月20日（木） ・提出先：福祉総務課経由で奈良保護観察所 ・854								
		予算額（単位：千円）		321		決算額（単位：千円）		250		
⑧	成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
		説 明	7月は強調月間として位置づけられており、犯罪や非行を防止し、立ち直りを地域で支えていくことが求められていることから、「社会を明るくする運動」作文コンテストを実施し、募集を行った。本市からは12小学校655名、6中学校199名の応募があり、檀原市推進委員会から奈良県推進委員会へ小学生3作品、中学生3作品の優秀作品を推薦した。（※推薦数は高取町・明日香村の児童・生徒の作品を含む）							
⑨	課 題	地域に根ざした運動を展開するため、更なる住民の積極的な参加を促す。								
⑩	2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
		○第74回「社会を明るくする運動」 ・市役所本庁舎駐車場に啓発幟旗及び横断幕を掲示（強調月間である7月1日～7月31日） ○第74回「社会を明るくする運動」作文コンテスト 市内の小中学生に作文を通じて、犯罪・非行の防止に関する意識を高め、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的として、毎年「“社会を明るくする運動”作文コンテスト」を実施している。 ・原稿の枚数：400字詰め原稿用紙3～5枚程度 ・募集締切：令和6年7月19日（金） ・提出先：福祉総務課経由で奈良保護観察所								
		予算額（単位：千円）		321						
⑪	2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
		この運動は、法務省が主唱し、運動の趣旨に賛同した機関や団体が協力して実施と推進にあたっている。その為、中央と都道府県及び市区町村等を単位として「社会を明るくする運動」推進委員会を設置しており、全国的に展開されているので、今後も継続して実施する。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	一人暮らし高齢者実態調査								
② 担当課名	福祉総務課								
③ 対 象	65歳以上の一人暮らし高齢者								
④ 目 標	住民票に関わらず、実際に一人暮らしをしている高齢者を各地区民生委員及び市が共に把握し、地域の見守り活動や防災に役立てる								
⑤資料編との対応	86 ページ		65歳以上ひとり暮らし老人数						
⑥ 分 野	4	1.部落差別問題（同和問題）		2.女性	3.子ども	4.高齢者	5.障がいのある人		
		6.外国人		7.H I V感染者・ハンセン病患者等			8.性的マイノリティ（LGBTQなど）		
		9.インターネット等による人権侵害			10.さまざまな人権		11.人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	65歳以上の一人暮らし高齢者に対し、対象者への意向確認後、調査を希望した高齢者に対し、各地区民生児童委員の聞き取りによる実態調査を実施。 調査対象は、前回の調査以降今回の調査（令和5年3月1日）までに新たに65歳以上になった一人暮らしの方、転入者及び昨年度一人暮らし対象外高齢者505名に対し、意向調査を実施した。その結果、訪問調査を希望した142名に対し、各地区民生児童委員が聞き取りによる実態調査を実施した。								
	予算額（単位：千円）		70		決算額（単位：千円）		69		
⑧ 成 果	B	A.成果は大きい		B.成果はやや大きい		C.成果はやや小さい		D.成果は小さい	
	説 明	・災害や不測の事故などの緊急時に対応するため、一人暮らし高齢者の緊急連絡先を把握する。 ・各地区民生委員が訪問することにより、地域での高齢者の孤立化の防止と継続的な見守りの実施ができた。							
⑨ 課 題	意向確認調査実施することにより、実態調査の日程調整が図れ、効率的に実態調査を実施することができたが、65歳以上という対象年齢については、定年年齢の引き上げが実施されている昨今において、現役で働いている方が多いため、対象年齢の引き上げを検討する必要がある。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	令和6年4月1日時点で65歳以上の方、昨年度の調査時期から今年度の調査時期までに一人暮らしになられた方、昨年度の調査対象の方で意向確認書の返送がない方、令和6年4月1日時点で75歳以上の方で過去の調査時（5年以上前）に一人暮らしとの回答があった方、3,233名に意向確認を実施し、訪問調査を希望された方に各地区民生児童委員の実態調査を実施する。 令和6年度の調査から対象者を過去の登録者に拡充することにより、緊急連絡先等の情報のブラッシュアップを図る。								
	予算額（単位：千円）		149						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
	過去の調査において、対象として登録されている方や調査拒否の方への継続的な再調査の実施により、緊急連絡先等の最新情報の登録を図り、対象者に不測の事態が起こった際に、迅速に対応できるよう努める。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画								
① 事業名	生活困窮者自立支援事業							
② 担当課名	福祉総務課							
③ 対 象	生活保護に至る前の生活困窮者							
④ 目 標	生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を行うことにより、自立の促進を図る							
⑤資料編との対応	ページ							
⑥ 分 野	10	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人	
		6. 外国人		7. H I V感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）		
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権		11. 人権全般	
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容							
	（自立相談支援事業）就労その他の自立に関する問題について、情報提供および助言並びに関係機関との連絡調整を行う。新規相談件数348件。 （住居確保給付金）離職等により経済的に困窮し、住居を喪失するおそれのある者に対し、就職活動を支援するために給付金を支給する。新規支給者数6名。 （就労準備支援事業）雇用による就業が著しく困難な者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。奈良市、生駒市及び十津川村を除く福祉事務所実施自治体による県内広域実施。 （家計改善支援事業）収入支出その他家計の状況を適切に把握し、家計管理の意欲を高め、家計改善に向けた支援等を行う。							
	予算額（単位：千円）		21,946		決算額（単位：千円）		10,592	
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい
	説 明	（自立相談支援事業）自立支援計画の作成12件（初回）。 （住居確保給付金）支給期間中の常用就職（6カ月以上または期間の定めのない就職）3名。 （就労準備支援事業）利用実績169件。 （家計改善支援事業）自立支援計画において家計改善支援を行った件数3件。						
⑨ 課 題	生活困窮者自身の自己選択・自己決定を支援するものであるため、当事者に自立に向けた意欲が乏しい場合は適切な支援が難しい。また、精神障がい・知的障がいがある方、またはその疑いがあるが、病識がなく医療ケアその他の支援を受けていない方に対する支援に困難がある。外国人の相談者が増加しており、意思疎通が困難である。							
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	（自立相談支援事業）就労その他の自立に関する問題について、情報提供及び助言並びに関係機関との連絡調整を行う。 （住居確保給付金）離職等により経済的に困窮し、住居を喪失するおそれのある者に対し、就職活動を支援するため給付金を支給する。 （就労準備支援事業）雇用による就業が著しく困難な者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。奈良市、生駒市及び十津川村を除く福祉事務所実施自治体による県内広域実施。 （家計改善支援事業）収入支出その他家計の状況を適切に把握し、家計管理の意欲を高め、家計改善にむけた支援等を行う。							
	予算額（単位：千円）		18,965					
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止
	適切な支援の提供・案内に努める。							

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	障がい者理解を深める作品展								
② 担当課名	障がい福祉課								
③ 対 象	市民								
④ 目 標	障がいのある方に対する理解を深めるとともに、障がいのある方の社会参加の促進を図る								
⑤資料編との対応	ページ								
⑥ 分 野	5	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般	
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	テーマ：はーと++++～障がいを持つ方の作品展～ 内容：障がい者の作品（絵画等）の展示 日程：令和5年12月4日（月）～12月8日（金） 場所：分庁舎1階屋内交流スペース								
	予算額（単位：千円）		0		決算額（単位：千円）		0		
⑧ 成 果	A	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説 明	来庁者の目にとまる場所で開催することによって、多くの方に興味を持ってもらえるよう啓発を図った。作品に対するアンケートは「きれい」「すごい」「根気がある作品だ」等々の感想と関心が寄せられ、障がい者理解につながったと考える。アンケートを制作者にフィードバックすることで今後の制作活動に対する意欲の向上と作品数の図化を図った。							
⑨ 課 題	引き続き開催にあたっては、広報誌への掲載や地域生活支援協議会を通じて作品の出品依頼・周知を行う必要がある。また、展示場所の確保、展示方法等の課題と障がいのある方の出品意欲の向上を図り、事業継続する必要がある。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	テーマ：はーと++++～障がいを持つ方の作品展～ 内容：障がい者の作品（絵画等）の展示 日程：令和6年12月2日（月）～12月6日（金） 場所：分庁舎1階屋内交流スペース								
	予算額（単位：千円）		0						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	A	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
	檀原市・高取町・明日香村で構成する地域生活支援協議会の権利擁護部会が中心となって行っている事業である。障がい者週間にあわせた開催により普及啓発を意図している。多くの出品数を確保し、来場者を増やすよう協議会と市町村が協力し、継続して啓発活動を行う。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画						
① 事業名	檀原市権利擁護支援地域連携ネットワーク会議					
② 担当課名	障がい福祉課・長寿介護課					
③ 対象	関係機関代表者、市職員 など					
④ 目標	各関係機関のネットワークを通じて、成年後見制度の利用促進や虐待防止など幅広く障がい者や高齢者の尊厳を守り、基本的人権を擁護する					
⑤資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	4.5	1.部落差別問題（同和問題）	2.女性	3.子ども	4.高齢者	5.障がいのある人
		6.外国人	7.H I V感染者・ハンセン病患者等		8.性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9.インターネット等による人権侵害		10.さまざまな人権		11.人権全般
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容					
	令和5年度 檀原市権利擁護支援地域連携ネットワーク会議 内容 虐待対応報告、権利擁護事業報告、権利擁護支援の対応 日程 令和5年8月2日(水) 場所 檀原市役所 本庁4階第1会議室 参加者 奈良弁護士会ほか関係機関等より19名					
	予算額(単位：千円)		123		決算額(単位：千円)	
⑧ 成果	B	A.成果は大きい	B.成果はやや大きい		C.成果はやや小さい	D.成果は小さい
	説明	高齢者や障がい者の尊厳を守るための「権利擁護支援地域連携ネットワーク」に関わる関係機関と情報を共有することで、虐待の早期発見や成年後見等の利用促進等の意識付けがなされ、高齢者・障がい者の安心・安全な生活の継続と権利擁護、そして地域と関係者とのネットワーク形成への働きかけを行えている。				
⑨ 課題	ネットワークの概要及び実際の事例を通し、各分野での現状の共有や課題解決に向けての各機関の役割の共有等、さらに内容を深めていく。					
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容					
	令和6年度 檀原市権利擁護支援地域連携ネットワーク会議 内容 虐待対応報告、権利擁護事業報告等 日程 令和6年8月8日(木) 場所 檀原市役所分庁舎(ミグランス)4階コンベンションルーム 参加者 奈良弁護士会ほか関係機関等より20名					
	予算額(単位：千円)		123			
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A.拡大	B.見直しの上継続		C.縮小	D.廃止又は休止
	ネットワークの機能がさらに充実するよう、引き続き会議を開催し、各関係機関からの情報を共有、ネットワーク構築、成年後見制度の利用促進や虐待防止にかかる周知を行い、権利擁護の取組を進めていく。					

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	高齢者虐待防止研修								
② 担当課名	長寿介護課								
③ 対 象	高齢者の介護等に関わっている専門職、市民 など								
④ 目 標	周知啓発等を行うことにより、高齢者虐待防止を推進する								
⑤資料編との対応	86 ページ		高齢者虐待相談件数						
⑥ 分 野	4	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権		11. 人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	社会福祉協議会地域包括支援センターに委託。 ケアマネジャーを対象に、令和6年2月29日「高齢者虐待防止を通して権利擁護を考える」と題した研修会を実施した。 広報紙に虐待相談に関する記事を掲載した。								
	予算額（単位：千円）		81		決算額（単位：千円）		20		
⑧ 成 果	C	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説 明	介護に携わる専門職に対しては研修会を実施し、市民等に対しては広報紙にて周知啓発を行うことができた。							
⑨ 課 題	引き続き、地域包括支援センター・かしはら街の介護相談室と連携をとり、高齢者虐待防止に取り組んでいく必要がある。また、関係者からの情報提供に対しては、早期対応を行うことで高齢者虐待の防止に努めていく必要がある。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	令和6年度より地域包括支援センターを2か所に増設する。南エリアは社会福祉協議会地域包括支援センターに委託し北エリアは（社福）うねび会に委託する。 地域における相談窓口の周知を行うことで、高齢者虐待防止に取り組む。 引き続き関係機関と連携をとりながら、早期対応を行うことで高齢者虐待の防止に取り組んでいく。								
	予算額（単位：千円）		50						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
	引き続き関係機関と連携を密にとりながら高齢者虐待防止に取り組んでいく。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	市内公園 人にやさしい公園づくり								
② 担当課名	公園緑地景観課								
③ 対 象	施設利用者								
④ 目 標	だれもが利用できる公園の整備								
⑤資料編との対応	ページ								
⑥ 分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般	
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	公園施設更新工事を行い、白檀近隣公園の複合遊具、飛鳥川児童公園の複合遊具、スイング遊具、五条野フレンドパーク・雲梯なごやか公園の鉄棒、五条野フレンドパークの弓形シーソーを新しいものに変更した。十市箱塚公園に新しく鉄棒を設置した。 また、ユニバーサルデザインのテーブルベンチを檀原運動公園に設置し、バリアフリー化への対応を行った。								
	予算額（単位：千円）		72,543		決算額（単位：千円）		56,882		
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説 明	老朽化した公園施設を新しくすることにより、より多くの方に利用していただき地域の交流促進に貢献できた。また、ユニバーサルデザインのテーブルベンチを設置することにより、高齢者の方や障がいのある方が公園を利用しやすくなった。							
⑨ 課 題	老朽化した公園施設やバリアフリー化されていない公園が多いため、引き続き公園施設の更新や整備を行っていく。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	引き続き、檀原市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の更新を行う。								
	予算額（単位：千円）		0						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
	老朽化した公園施設が多いため、檀原市公園施設長寿命化計画や遊具点検結果から優先順位を考え更新していくことで、誰もが安心して利用できる人にやさしい公園づくりを目指す。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	スポーツEXPO								
② 担当課名	公園緑地景観課								
③ 対象	来訪者								
④ 目標	ヤタガラスフィールド檀原の最先端の人工芝を様々な人に多目的に利用してもらい、障がいのある人もない人も一緒にスポーツを楽しむインクルーシブな社会の実現								
⑤ 資料編との対応	ページ								
⑥ 分野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）		
		9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般	
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	スポーツEXPO ●日時 令和6年3月17日（日） 9時30分～16時00分 ●定員 計700名（先着順） ※各ブース・時間帯で定員枠あり ●内容 ヤタガラスフィールド檀原 内 ・ ベースボール5（佐藤薬品工業株式会社、一般社団法人奈良県軟式野球連盟） ・ 走り方教室（ミズノ株式会社） ・ ニュースポーツ体験会（檀原市スポーツ推進委員協議会） ・ グラウンドゴルフ・ サッカーボウリング（NPO法人香久山総合型スポーツクラブ） ・ ノルディックウォーク・ 外ヨガ（NPO法人檀原健康スポーツクラブKKSC） ・ ダンス教室・ウォーキングフットボール・親子でボール遊び・目隠しPK（NPO法人ポルベニルカシハラスポーツクラブ） ・ 25mチャレンジ（SAP檀原運動公園共同事業体） ・ 血管年齢測定・肌年齢測定（第一生命保険株式会社 奈良支社） ・ ドリンクコーナー（大塚製薬株式会社） ・ フリースペース&PRブース ヤタガラスフィールド檀原 外 ・ 食品等販売ブース（一般公募）								
	予算額（単位：千円）		0		決算額（単位：千円）		0		
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説明	障がいのある人となない人の交流につながった。							
⑨ 課題	より多くの障がいのある人に参加してもらえるようイベントの周知を行うとともに、障がいの有無に関係なく、参加しやすく・楽しめるようなイベントを検討する。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	スポーツEXPO ●日時 令和7年3月16日（日） 雨天中止（予備日：3月20日（祝・木）） ●内容 ※関係団体と検討する。								
	予算額（単位：千円）		0						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大		B. 見直しの上継続		C. 縮小		D. 廃止又は休止	
	イベントを継続的に開催することでより多くの方に周知を行い、さらに充実したイベントの開催を目指す。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画								
① 事業名	交通安全施設整備事業							
② 担当課名	建設管理課							
③ 対象	市民等							
④ 目標	すべての人が安心・安全に利用できる施設整備を行う							
⑤資料編との対応		ページ						
⑥ 分野	II	1.部落差別問題（同和問題）		2.女性	3.子ども	4.高齢者	5.障がいのある人	
		6.外国人		7.HIV感染者・ハンセン病患者等			8.性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9.インターネット等による人権侵害			10.さまざまな人権		11.人権全般	
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容							
	事業名：交通安全施設設置工事 場 所：市内一円							
	予算額（単位：千円）		14,600		決算額（単位：千円）		5,146	
⑧ 成果	B	A.成果は大きい	B.成果はやや大きい		C.成果はやや小さい		D.成果は小さい	
	説明	歩道及び通学路の整備により、歩行者の安全を図ることが出来た。また、安全防护柵の設置により、自動車交通の円滑化と自転車及び歩行者の安全確保を図り、交通事故防止に寄与できた。						
⑨ 課題	交通量の増加に伴い、危険防止と交通の円滑化を図るべく歩道整備、段差勾配の改善、ガードレールや転落防止柵設置などの交通安全施設の効果的な整備を行い、交通事故の抑制や転落防止等を行ってきた。今後も、様々な利用者や地域の特性を踏まえて、全ての人が安心・安全に利用できる交通安全施設整備を継続的に進めていく必要がある。							
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容							
	事業名：交通安全施設整備工事 場 所：市内一円							
	予算額（単位：千円）		26,066					
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A.拡大	B.見直しの上継続		C.縮小		D.廃止又は休止	
	交通事故防止の観点から、市民からの要望やパトロールにより、歩道の整備や転落防止柵・カーブミラーの設置を行い、利用者が危険と感じた箇所において、緊急性に応じて順次、交通安全施設の整備及び設置を行っていく。 また、すべての人が安心・安全に利用できる道路整備を目指し、日常の維持管理を含め継続的な改善を図る。							

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	スクールカウンセリング事業								
② 担当課名	学校教育課								
③ 対 象	児童生徒、保護者、職員								
④ 目 標	いじめや不登校など児童生徒が抱える悩みを解消し、問題なく登校して学習ができる環境を確保する。								
⑤資料編との対応	89 ページ		いじめ・不登校・暴力行為の推移（国・県・市の比較）						
⑥ 分 野	3	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）		
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権		11. 人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	・かしはら万葉ホール（適応指導教室：虹の広場）に2名の臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置した。さらに、1名をWebカウンセラーとして配置した。 ・心理相談員事業として、市内全小中学校に臨床心理士や教員等の有資格者を配置し、担任をはじめとする先生と直接連携・共有して、学校に入り込み、子どもたちの姿を見守ったり、時には話しかけたりして普段の生活の中からいじめ等の問題を早期に発見し、子どもたちに寄り添い、子どもたちに近い目線で支援を行った。								
	予算額（単位：千円）		24,327		決算額（単位：千円）		20,788		
⑧ 成 果	A	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説 明	不登校児童生徒をはじめ、様々な問題を抱えている児童生徒に関する相談を行った。本人はもちろんのこと、その保護者や教職員への対応も行い、有効に活用された。相談件数も年々増加しているが、カウンセラーは、心理相談員等に対する研修会の講師も行い、学校現場で児童生徒を支援する立場としての心構えなどについての知識を深めるとともに、教職員への意識改革も行った。							
⑨ 課 題	小学校全校にカウンセラーの配置が望まれている。当面は中学校配置のカウンセラーが小学校の保護者や児童にも対応していくように配慮している。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	・かしはら万葉ホール（適応指導教室：虹の広場）に2名の臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置する。 また、1名をWebカウンセラーとして配置する。 ・中学校6校及び小学校1校に市費スクールカウンセラーを配置する。 ・心理相談員事業として市内全小中学校に臨床心理士や教員等の有資格者などを配置し、児童生徒や保護者からの相談を受けるだけではなく、学校に入り込み、子どもたちの姿を見守ったり、時には話しかけたりして普段の生活の中からいじめ等の問題を早期に発見し、子どもたちに寄り添い子どもたちに近い目線で支援を行っていく。								
	予算額（単位：千円）		33,578						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	A	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
	スクールカウンセリング事業をより有効に活用するため、スクールライフサポーター及びいじめ対策巡回支援相談員を配置し、市内各校に配置されている心理相談員と学校、さらに市内全体で情報共有ができる仕組みをつくり、連携をより強化していく。また、令和6年度新たに市内全中学校と小学校1校に配置された市費のスクールカウンセラーの専門性を活用しながら、各学校での事例やノウハウを市内全体で共有し、それぞれの児童生徒の状況に合わせた対応、きめ細やかな対応に生かせるものとする。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	いじめ不登校対策事業								
② 担当課名	学校教育課								
③ 対 象	児童生徒、保護者、職員								
④ 目 標	学校におけるいじめや不登校の児童生徒を減らしていく								
⑤資料編との対応	89 ページ		いじめ・不登校・暴力行為の推移（国・県・市の比較）						
⑥ 分 野	3	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権		11. 人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	・市内22校に各1～5名「いじめ・不登校対策指導員」を配置し、子どもたちのトラブル等の早期発見、問題発生後のきめ細かい対応、対応を行う教職員の補助を行う。								
	・いじめ対策をよりきめ細やかに対応するためいじめ不登校対策指導員の配置時間数を拡充する形で学習指導員を配置する。								
⑧ 成 果	A	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
		・「スクールライフサポーター」を配置する。 (2名が、週5日市内各学校巡回を行う。)							
		子どもへの関わり（家庭訪問・個別対応等）、保護者への関わり（家庭訪問・面談等）、教職員間のつながり等、いじめ不登校対策指導員の業務は多岐にわたる中、不登校（不登校傾向）の改善及びいじめの未然防止・早期発見及び解決に多大な役割を果たしている。スクールライフサポーターについても、豊富な経験・人脈を基に適切な助言を行うとともに、関係機関との連携にも大いに貢献している。							
⑨ 課 題	児童生徒数は減少しているものの、情緒面の不登校だけではなく近年、発達障がいの不登校児童生徒が増加していたり、いじめ認知件数も増加する現状の中、いじめ不登校対策指導員の担当時間数を増やしていく必要があり、また一部の教員のみで対応するのではなく、学校全体で取り組むという意識改革や体制づくりが求められる。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	・市内21校に各1～5名「いじめ・不登校対策指導員」を配置し、子どもたちのトラブル等の早期発見、問題発生後のきめ細かい対応、対応を行う教職員の補助を行う。								
	・いじめ対策をよりきめ細やかに対応するためいじめ不登校対策指導員の配置時間数を拡充する形で学習指導員を配置する。								
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大		B. 見直しの上継続		C. 縮小		D. 廃止又は休止	
		・「スクールライフサポーター」を配置する。 (2名が、週5日市内各学校巡回を行う。)							
		いじめ・不登校対策指導員やスクールライフサポーターは、県費スクールカウンセラーや市で配置している「心理相談員」と令和6年度新たに配置した市費スクールカウンセラーとで、対応等の方向性を共通認識し、具現化する一員として教職員の補助を行っていく。また、事業をより有効に活用するため、いじめ・不登校対策指導員やスクールライフサポーターと学校は、さらに情報共有ができる仕組みをつくり、校内の連携をより強化していく。							

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	ペアレント・トレーニング								
② 担当課名	学校教育課 こども発達支援課								
③ 対 象	保護者								
④ 目 標	よりよい子どもへのかかわりを学ぶ								
⑤資料編との対応	ページ								
⑥ 分 野	3	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）		
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権		11. 人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	○「ペアレント・トレーニング」 実施期間：2023年6月～2023年11月 参加人数：3名 実施回数：1クール 8回のセッション（1回のセッション：1時間30分～2時間）								
	予算額（単位：千円）		0		決算額（単位：千円）		0		
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説 明	保護者がペアレント・トレーニングに参加する中で、子どもの理解が深まり、子どもとのよりよい関わりが増えた。その結果、親子関係や子育てに改善が見られ始めた。また、集まった保護者同士でペアレント・トレーニングに関する話題等の会話を重ねることで、心理的ストレスが軽減されたという話が保護者から出ていた。							
⑨ 課 題	参加者のモチベーションを維持できるような方向付けと、参加者の募集方法や日程調整の難しさへの対応が課題である。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	実施予定なし								
	予算額（単位：千円）		0						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	D	A. 拡大		B. 見直しの上継続		C. 縮小		D. 廃止又は休止	
	令和5年度末でファシリテーターに従事していた職員が退職となったため令和6年度は休止し、担当職員の確保に向けて取り組み、また、保護者が子どもへのかかわりを学ぶ機会としては、保護者研修会等を提供していく予定です。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	人権教育推進計画作成説明会								
② 担当課名	人権・地域教育課								
③ 対 象	教職員・保育士								
④ 目 標	令和3年3月に一部改訂した「檀原市人権教育の推進についての基本方針」の概要を周知し、それに基づいて各校園が年間計画を作成し、人権教育を推進する。								
⑤資料編との対応	ページ								
⑥ 分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)		
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権		11. 人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	・人権教育推進計画作成の説明会を4月28日に開催した。 ・説明会後に指導主事が学校訪問を行った。 ・年度末に各校園から取組の成果と課題の提出を求め、各校での1年間の振り返りとした。								
	予算額（単位：千円）		0		決算額（単位：千円）		0		
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説 明	・学校訪問を通じて、前年度の成果と課題を踏まえた計画になっているか、改定部分が反映されているか、従来の取組をいかに継承するか等について指導助言を行う事ができた。							
⑨ 課 題	学校訪問については、1校1校の訪問を丁寧に行う意味で1日に複数校を訪問することは避けた。その結果、1学期だけですべての小中学校の訪問を終えることができなかった。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	・4月18日に人権教育推進計画作成の説明会を行った。 ・その後学校訪問を実施し、前年度提出された各校の成果と課題を基に、各校の実態に応じ人権教育がより発展することをめざした、また、人権教育担当者の困りごとに寄り添い、指導助言を行う。 ・年度末に各校園の成果と課題の提出を求める。								
	予算額（単位：千円）		0						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
	・令和3年に一部改訂した「檀原市人権教育の推進についての基本方針」について何がどう変わったのかについては令和4年・令和5年・令和6年の説明会で周知した。令和3年度以降、文部科学省より人権教育の指導法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕の追加資料が毎年出されている。説明会にはそのような内容も加えており、新しい情報を基に、各校園での推進計画策定（P）→各校園での実践（D）→成果と課題の明確化（C）→次年度の取り組み（A）による人権教育の充実につなげていく。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画										
① 事業名	人権教育推進校・園指定事業									
② 担当課名	人権・地域教育課									
③ 対 象	市内各校園									
④ 目 標	研究指定の3校・2園が主体的に人権教育の推進に取り組む									
⑤資料編との対応	ページ									
⑥ 分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人			
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)			
		9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容									
	・晩成小学校・耳成小学校・真菅北小学校・耳成南幼稚園・耳成西幼稚園・第4こども園が、『学びの協働体』『なかまづくり』『部落問題学習』『自尊感情』『子どもたちが遊び込める環境づくり』など多様な人権の視点を持って指定研究を行った。									
	予算額（単位：千円）		540		決算額（単位：千円）		540			
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい		
	説 明	・3校3園とも様々なテーマで研究を進めることができた。								
⑨ 課 題	・事業自体が単年度の事業である。しかし、人権教育の奥深さを考量するとの観点から、テーマを絞って研究をするのだが、1年という期間については一考の余地があるかもしれない。 ・学校、園の再編成に関わって3校3園での事業展開について考える必要がある。									
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容									
	・晩成小学校・耳成小学校・真菅北小学校・晩成幼稚園・第3こども園が『学びの協働体』『部落問題学習』『なかま集団づくり』『心が動く保育環境』などのテーマで校内研修・園内研修等を進める。 ・小学校は3校とも同じテーマで研究指定を継続することになった。 ・研究指定園については、今後のことも考慮し2024年度から2園での実施となった。									
	予算額（単位：千円）		540							
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止		
	・昨年度示した方向性にしたがい、小学校は3校とも同じテーマで研究を継続することになった。今後、継続して研究を深めることと、単年度で多くの学校に広げることとのバランスを考えながら長期的視点で事業を進める。									

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画										
① 事業名	子ども人権フォーラム									
② 担当課名	人権・地域教育課									
③ 対 象	児童生徒、保護者及び地域住民									
④ 目 標	校区の人材を活用して、人権フォーラム事業を推進する。									
⑤資料編との対応	ページ									
⑥ 分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人			
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)			
		9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般		
⑦ 2023(令和5年度 事業実績	事業の内容									
	・県の「学校・地域パートナーシップ事業」を活用して、それぞれの校区の方々と連携した人権フォーラム事業を実施した。実施地域は畝傍南小・畝傍北小・鴨公小・新沢小・白樺北小・畝傍中・八木中・大成中・光陽中・白樺中・檀原中の各校区で実施した。									
	予算額（単位：千円）		400		決算額（単位：千円）		400			
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい		
	説 明	・新型コロナウイルスが５類に分類されたこともあり、申請したすべての学校で事業を行うことができた。								
⑨ 課 題	この事業は、地域の方のボランティアによって成り立っている部分が多い。事業が始まって１０年近くが経過し、当初から活動に参加してくださっているボランティアの方もおられ、高齢化が進んでおり、人材確保が最大の課題である。近年ボランティア活動は有償ボランティアもあるので、人材確保の観点から予算の増額も一考の余地ありかと考える。									
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容									
	・県の「学校・地域パートナーシップ事業」を活用して、それぞれの校区の方々と連携した人権フォーラム事業を実施する。実施地域は畝傍北小・鴨公小・新沢小・真管北小・畝傍中・八木中・白樺中。									
	予算額（単位：千円）		266							
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止		
	「学校・地域パートナーシップ事業」と連携を密にし、国や県の事業内容及び補助要件を考慮し、コミュニティ・スクールとの整合性を図りながら実施内容を検討していく。									

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	人権啓発ポスター・標語の募集と掲示								
② 担当課名	人権・地域教育課								
③ 対 象	市内小中学校児童生徒								
④ 目 標	児童生徒が人権について考える機会とすることで意識の向上を図る								
⑤資料編との対応	ページ								
⑥ 分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）		
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権		11. 人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	・各校の人権学習の取組の成果として、児童・生徒が人権ポスター・標語を作成し、県の募集に対して応募した。また、檀原市役所分庁と各地区公民館に展示したり広報等に掲載したりすることで、人権啓発活動とした。								
	予算額（単位：千円）		0		決算額（単位：千円）		0		
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説 明	・作成に取り組むことは、子どもたちが人権と向き合い考えを深め、表現力を高めることにつながっている。 ・ポスターは前年度の1490点から1623点と増加したが、標語は前年度の3162点から2721点と減少しており、本年度の数値からは取組の広がりを分析することはできない。							
⑨ 課 題	・2024年度から県の事業がポスターだけになり、標語は課内で検討した結果、市の単独事業で継続することになった。しかし、県の決定が12月であったため予算面の対応ができておらず、標語については参加記念品がない状況である。2026年には子どもたちの心に残るような記念品を準備することで、事業の進化につなげたい。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	・これまでポスター、標語共に県の事業として実施していたが、本年度からポスターだけが県の事業となっている。 ・ポスターは令和5年度の1623点から1511点に減少、標語は令和5年度の2721点から2661点に減少した。7月の差別をなくす強調月間に市内各地区公民館及びコミュニティセンターで人権ポスター及び標語の掲示を行った。12月の人権週間に合わせて檀原市役所分庁舎でも再度掲示を行う予定である。 ・特にポスターについてはこれまで少なかった『性の多様性』と『SDGs』をテーマにしたものが多く出品されるという変化がみられた。これまで教職員の研修に注力してきた取組の成果が、子どもたちの学びにつながっている事も確認できた。								
	予算額（単位：千円）		0						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大		B. 見直しの上継続		C. 縮小		D. 廃止又は休止	
	・参加記念品は、人権啓発につながるもので準備を検討し、予算化をめざしたい。予算化がかなわない場合も、人権啓発ポスターと標語の作成は各学校の取組に位置付けられているので、地道に継続していきたい。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	人権教育資料「なかまとともに」の配布								
② 担当課名	人権・地域教育課								
③ 対 象	市内各小中学校								
④ 目 標	一人ひとりの児童生徒が人権教育を学習するための資料とする。								
⑤ 資料編との対応	ページ								
⑥ 分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)		
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権		11. 人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	・人権教育資料「なかま」及び「なかまとともに」は、現在学校据え置きである。不足分を調査し補充を行った。								
	予算額（単位：千円）		0		決算額（単位：千円）		0		
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説 明	・各小中学校から提出された人権教育の推進計画を確認すると、「なかま」及び「なかまとともに」の教材の活用は定着している。「なかま」については「しばてん」や「しまひきおに」を中心に活用している学校が多い。「なかまとともに」については「あのこ」や「ちがうことばんざい」などの活用が多い。							
⑨ 課 題	・奈良県人権教育研究会が毎年2月に「なかま実践研究集会」を実施する等、教材観を深める研修会は続いている。しかし、教職員保育士の入れ替わりもあり、指導法の継承や教材を使った学習の更なる活性化にむけて研修会や指導助言の充実を図る必要がある。 ・「なかま」については、新規の製本を行っておらず、今ある在庫が無くなると配布できない。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	・人権教育資料「なかま」及び「なかまとともに」の不足分を調査し補充を行う。								
	予算額（単位：千円）		0						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
	県教育委員会が発出している「すべての学校で部落問題学習を」及び「部落問題学習の推進に関する指導資料集」と「なかま」及び「なかまとともに」は整合性が高く、各種教材をより深く活用するための研修会についても計画的継続的に実施を進める。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画										
① 事業名	人権・地域教育課で主催する研修会									
② 担当課名	人権・地域教育課									
③ 対 象	檀原市教職員・保育士・講師団講師等									
④ 目 標	研修を通して、人権意識や人権感覚などの向上を図る									
⑤資料編との対応	ページ									
⑥ 分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人			
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)			
		9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容									
	第1回人権教育研修会		5月26日（金）講師		大寺 和男 さん					
	第2回人権教育研修会		7月28日（金）講師		古川 正博 さん					
	第3回人権教育研修会		8月25日（金）講師		明石 一朗 さん					
	社会教育リーダー研修会		10月12日（木）講師		土肥いつき さん					
	第4回人権教育研修会		10月31日（火）講師		奥田 芳久 さん					
	在日外国人教育研修会		12月13日（水）講師		金 秀 煥 さん					
	予算額（単位：千円）		140			決算額（単位：千円）		155		
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい		
	説 明	・多様なテーマで研修を積み重ねることができた。 ・当課のテーマの一つに『自尊感情の醸成』がある。本年度大寺和男さんや明石一朗さんをお招きして研修会を行う事ができた。目に見える明確な評価基準がないので成果が見えにくいテーマであるがこのテーマの研修会は3年間を目安に継続していく予定である。								
⑨ 課 題	多様なテーマで研修会を実施しているが、人権課題も多様化してきている。人権・地域教育課だけではなく、県や市の研修会との連携図っていく必要がある。									
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容									
	在日外国人教育研修会		6月24日（月）講師		薛 智 恵 さん					
	社会教育リーダー研修会		7月26日（金）講師		乗本奈穂美 さん					
	第1回人権教育研修会		8月20日（火）講師		志水 宏吉 さん					
	第2回人権教育研修会									
	第3回人権教育研修会									
	第4回人権教育研修会		1月24日（金）講師		藤戸 裕子 さん					
	予算額（単位：千円）		110							
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止		
	・人権課題が多様化しており、それぞれの研修会のテーマを1年間見通して計画することで多様な人権課題についての研修会を実施できるように計画していく。 ・令和6年度は予算が2万円減額になっているので、予算の増額を求めながらもかなわない場合も研修会の回数は維持していきたい。									

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	人権教育研修会への講師派遣								
② 担当課名	人権・地域教育課								
③ 対 象	市民・教職員等								
④ 目 標	研修会等に講師を派遣し人権教育の深化に努める								
⑤資料編との対応	ページ								
⑥ 分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）		
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権		11. 人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	【学校・園以外】 7月10日（月）佐藤薬品工業社内人権研修 【学校・園への指導主事の派遣】 ・校内研修園内研修（研究授業での指導助言） ・保護者向け講演 ・校区人推協地区別懇談会での講演								
	予算額（単位：千円）		0		決算額（単位：千円）		0		
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説 明	・各校園を中心に、依頼があればそのテーマに添って講演及び指導助言を行った。 ・新型コロナウイルスの影響で事業実施を見送ることが続いていたが、8月ごろから地区別懇談会を中心に開催が増えた。							
⑨ 課 題	1回1回の研修会をより実り多きものにするためにも、指導主事・社会教育指導員等が研修を重ね、より一層の人権感覚・意識・知識を深め、高める必要がある。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	・様々なテーマに関わる講演依頼についての講師派遣 ・各校園内研修 ・人権教育研究推進指定校園への訪問指導 ・各校区人推協								
	予算額（単位：千円）		0						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
	・檀原市内を中心に実施される人権教育に関する研修会に講師を派遣する。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	各種教室								
② 担当課名	人権・地域教育課								
③ 対 象	市民等								
④ 目 標	各種教室を通して交流を図り、文字を学び知ることを通して生きる力を身に付ける								
⑤資料編との対応	ページ								
⑥ 分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権		11. 人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	・生け花教室（月2回実施） 場所：大久保コミュニティセンター 飛騨コミュニティセンター ・識字学級（月2回実施） 場所：大久保コミュニティセンター ・料理教室（月2回実施） 場所：飛騨コミュニティセンター								
	予算額（単位：千円）		504		決算額（単位：千円）		410		
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説 明	・対象地域を小学校区に広げて実施し、教養を高めるとともに「つながり」を深め人権感覚を磨く交流の場となった。 ・県の事業である「識字学級交流会」に参加するなど、「つながり」を深める場になった。							
⑨ 課 題	・参加者・講師共に高齢化しており、新規参加者の減少等が課題である。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	・生け花教室（月2回実施） 場所：大久保コミュニティセンター 飛騨コミュニティセンター ・識字学級（月2回実施） 場所：大久保コミュニティセンター ・栄養教室（月2回実施） 場所：飛騨コミュニティセンター ※飛騨コミュニティセンターの耐震工事完了を受け栄養教室が再開。								
	予算額（単位：千円）		504						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
	・参加者の高齢化とともに参加人数が減少傾向にあり、また事業が設置された当時と社会状況が変化してきたので、今後事業の見直しについても検討する必要があるかもしれない。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	広報「かしはら」命の輝きシリーズ								
② 担当課名	人権・地域教育課								
③ 対 象	市民等								
④ 目 標	市民に対して、人権意識の啓発をはかる								
⑤ 資料編との対応	ページ								
⑥ 分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）		
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権		11. 人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	・身近なテーマから、人権問題に関する理解と認識を深めるために広報「かしはら」に2回掲載した。 7月号「知っていますか？LGBTQ」 12月号「知っていますか？レモネードスタンド」								
	予算額（単位：千円）		0		決算額（単位：千円）		0		
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説 明	・「命の輝きシリーズ」は広報「かしはら」に人権を身近に感じていただける内容を意識して作成している。1回読んでいただいて急激に何かが変わるものではないが、継続することが大切であると考え。 ・近年関心が高まってきている性の多様性や身近な命をテーマに発信することができた。							
⑨ 課 題	・市民の方にとって関心の高いテーマを具体的に人権の視点を、読む人の心に何か1つでもとどまるような内容で記事を作成できるよう、各種研修を重ね制作側の人権意識をさらに高めていく必要がある。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	・年間2回程度の広報「かしはら」に掲載することにより、一人でも多く共感し人権意識を高めていただけるような記事の作成をめざす。 ※関連する事業として、檀原市のホームページのリニューアルにともなって、広報「かしはら」の記事・教職員向け人権資料「かけはし」市職員向けにインフォメーションで掲載している「人権コラム」をホームページに掲載している。								
	予算額（単位：千円）		0						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止	
	・お金のかかっていない事業なので、今後も継続していく。 ・作り手の人権感覚の向上などをめざす。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
①	事業名	啓発冊子の購入と配布							
②	担当課名	人権・地域教育課							
③	対 象	市民等							
④	目 標	啓発冊子を使って、人権意識の向上を図る							
⑤	資料編との対応	ページ							
⑥	分 野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人	
			6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
			9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦	2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容							
		・関係団体が作成する冊子（奈良県人権教育研究会作成の人権作文集第64集と奈良県人権教育推進協議会作成の真実を求めて第38集）を購入し、教育・啓発資料として配布した。							
		予算額（単位：千円）		87		決算額（単位：千円）		87	
⑧	成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい
		説 明	・人権教育・啓発資料として工夫された資料で、資料として活用できた。 ・県内の子どもたちの書いた人権作文から精選されたものを毎年1冊にまとめており1つひとつの作文に力がある。毎年子どもたちが作成する人権作文の参考になるのはもちろん、子どもたちへの教材として活用方法もあり、子どもたちの人権教育の積み重ねの一助となっている。						
⑨	課 題	・予算の都合上、購入冊子数に限りがあり、広く配布することが心がけているが、広まりは限定的な可能性は否定できない。							
⑩	2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容							
		・関係団体作成の冊子を購入し、教育・啓発資料として配布する。 ・各校区人推協の活動が再開し始めているので、資料の紹介や資料を活用した学びの場を提供する。							
		予算額（単位：千円）		87					
⑪	2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止
		・各種啓発の冊子について、学校教育及び社会教育の場面で適宜活用を進めていく。また、各種啓発冊子をより深く活用するための指導的立場の方の研修会についても計画的継続的に実施を進める。							

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画					
① 事業名	家庭教育講演会				
② 担当課名	生涯学習課				
③ 対 象	園児及び児童生徒の保護者				
④ 目 標	家庭教育学級の運営が効果的に進められる見識を深めるとともに、家庭教育力の向上を図る				
⑤資料編との対応	ページ				
⑥ 分 野	8	1. 部落差別問題（同和問題）	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者
		5. 障がいのある人	6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等	8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）
		9. インターネット等による人権侵害	10. さまざまな人権	11. 人権全般	
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容				
	演題：性的マイノリティ（LGBTQ）の人権課題と最近の動向 日時：令和6年1月27日（土） 場所：かしはら万葉ホール 研修室2 10時30分～12時00分 講師：宝塚大学看護学部 教授 日高 庸晴 参加者：37名				
		130	決算額（単位：千円）	80	
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい
	説 明	「LGBTQ」について、わかりやすく説明してもらい理解が深まったという感想が多かった。また、もっと話を聞きたい、時間が足りないという意見もあった。			
⑨ 課 題	演題により、参加者の人数に増減があり、今回は、かなり参加者の人数が少なかった。ただ、講演を聞いた方の評価は高いため、必要な学びを届けるためにも、周知方法を検討する必要がある。				
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容				
	子育てに悩む保護者の参加を促したいので、子育て中であるPTA役員の意見を参考に講師を検討している。また、実施時期についても、参加しやすい時期をPTAの方でアンケートをとってもらうことに決まっている。さらに、小さい子どもを連れての参加は負担が大きいので託児の要望があり、今年度は託児を検討していく。				
		予算額（単位：千円）	330		
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡 大	B. 見直しの上継続	C. 縮 小	D. 廃止又は休止
	家庭教育力の向上をめざす学びの機会及び場を維持し提供に努める。また、檀原市PTA連合会と意見交流を行い、日程や内容及び形態等の見直しを図る。PTAの情報発信力を活用することで、より多くの子育てに不安や悩みをもつ保護者を必要な学びの場につなげる役割を果たせるよう、連携を深めていく。				

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画									
① 事業名	人権をテーマにした資料展示								
② 担当課名	生涯学習課 図書館								
③ 対象	来館者								
④ 目標	人権について市民が主体的に学べるよう、情報や資料の提供に努める								
⑤ 資料編との対応	ページ								
⑥ 分野	II	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人		
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般	
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容								
	檀原市立図書館1階の展示スペースにて、人権をテーマとした資料展示をおこない、来館した市民に資料や情報提供をおこなった。 ○男女共同参画図書コーナー「男女共同参画社会をめざして」の設置（日程：令和5年6月1日～30日） ○人権に関する図書コーナー「暮らしの中の人権」の設置（日程：令和5年7月1日～30日） ○認知症に関する図書コーナー「認知症を理解しよう」の設置（日程：令和5年9月1日～30日） ○自殺対策に関する図書コーナー「こころのケア」の設置（日程：令和6年3月1日～31日）								
	予算額（単位：千円）		I		決算額（単位：千円）		I		
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい	
	説明	「男女共同参画週間（6月）」「差別をなくす強調月間（7月）」「認知症月間（9月）」「自殺対策強化月間（3月）」にあわせて、それぞれのテーマに沿った関連書籍を集めて、貸し出しをおこなった。また、展示場所を、以前より来館者の目につきやすい1階カウンター前に変更し、展示リストや啓発ポスター等により、幅広い年代に周知をおこなった。							
⑨ 課題	常に新しい情報や社会問題、話題の人物などの資料が提供できるよう、新刊圖書の購入を図り展示リストを更新する。来館者以外にも周知するためにSNSを活用した広報活動に努める。								
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容								
	継続して事業を実施していく。 ○男女共同参画図書コーナーの設置（6月） ○人権に関する図書コーナーの設置（7月） ○認知症に関する図書コーナーの設置（9月） ○自殺対策に関する図書コーナーの設置（3月）								
	予算額（単位：千円）		I						
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大		B. 見直しの上継続		C. 縮小		D. 廃止又は休止	
	常に新しい情報や社会問題、話題の人物などの資料が提供できるよう、新刊圖書の購入を図る。また、展示期間中は、来館者に注目してもらえるよう、展示が目立つような工夫をおこなっていく。								

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画										
① 事業名	発達障がいに関する市民のための講演会									
② 担当課名	こども発達支援課									
③ 対 象	市民等									
④ 目 標	発達障がいに関する知識、情報を市民や支援者に対して周知・啓発し、適切な理解を促すことを目的とする									
⑤資料編との対応	ページ									
⑥ 分 野	5	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人			
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権			11. 人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容									
	○「もしも願いが叶うなら」2人の自閉症児の子育て奮闘記 実施日時：令和5年10月30日（月）13:30～15:00 実施場所：子ども総合支援センター 参加人数：66名 上記講演会を、山口歩氏を招いて開催した。									
	予算額（単位：千円）		80		決算額（単位：千円）			75		
⑧ 成 果	A	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい		
	説 明	対面で開催できたことで、参加者が積極的に発言したり質問することができていた。								
⑨ 課 題	対面の良さをあらためて実感した一方、オンラインやオンデマンドは手軽に参加できる良さもあるので、より多様なニーズに応えられる方法を考えてもよいかもしれない。									
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容									
	○「発達障がいの世界を理解しつつ思春期にそなえる子育てとは～当事者・保護者・支援者からの解説～」 実施日時：令和6年10月29日（火）10:00～12:00 実施場所：子ども総合支援センター 上記講演会を、笹森理恵氏を招いて開催予定。									
	予算額（単位：千円）		75							
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	A	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止		
	開催場所を子ども総合支援センターとすることで、場所の周知に繋がり、アットホームな雰囲気で開催場所を子ども総合支援センターとすることで、場所の周知に繋がり、アットホームな雰囲気参加者からも発言や質問が出やすくなるため、例年通りに行う。									

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画										
① 事業名	明るい選挙出前講座 ～未来の有権者たちへ～									
② 担当課名	選挙管理委員会事務局									
③ 対 象	小学校高学年、中学生、高校生									
④ 目 標	当該講座を通して、選挙についての知識を普及させ、主権者としての意識を醸成し、若年層の投票率の向上を図る。									
⑤資料編との対応	ページ									
⑥ 分 野	3	1. 部落差別問題（同和問題）		2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人			
		6. 外国人		7. HIV感染者・ハンセン病患者等			8. 性的マイノリティ（LGBTQなど）			
		9. インターネット等による人権侵害				10. さまざまな人権		11. 人権全般		
⑦ 2023(令和5)年度 事業実績	事業の内容									
	出前講座については、主に檀原市内に設置されている小中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に申し込みのあった学校等に出向き実施している。 内容については選挙に関する基本的な事柄を講義する座学と実際の投票箱や投票用紙記載台等を使用して行う模擬投票で構成される。 令和5年度は、申し込みのあった市内高校に対し、5月と11月に各320名程度の生徒を対象とした座学形式の出前講座を開催するとともに、5月の出前講座では架空の争点をめぐる模擬投票を実施した。その他、生徒会役員選挙のため市内中学校2校・高校1校に対し投票箱の貸し出しを実施した。									
	予算額（単位：千円）		0		決算額（単位：千円）		0			
⑧ 成 果	B	A. 成果は大きい		B. 成果はやや大きい		C. 成果はやや小さい		D. 成果は小さい		
	説 明	選挙に対する生徒たちの関心を高める上である程度効果があったと思われる。特に11月の受講者である高校3年生の中には、4月、10月に実施された地方選挙で初めて投票を経験した者も一定数いたと推測されることから、当事者意識をもって受講していただけたものと思われる。								
⑨ 課 題	高齢者に比べ若者の投票率が低い傾向がある中で、若い世代に対し権利を放棄することなく政治に参加するよう動機付けしていくための効果的な講座内容が求められている。また、投票意欲の醸成のためには、根底にある社会への参画意識を長期的な視野で培っていく必要があり、教育および社会全体の課題としてとらえる必要がある。									
⑩ 2024(令和6)年度 事業計画	事業の内容									
	6月に市内高校へ投票箱と投票記載台の貸し出しを実施した。また、市内高校で10月に約320名を対象に出前講座を実施する予定。今後も、要望に応じて内容を工夫しながら実施することを予定している。出前講座の申し込み件数は低調に推移しているが、児童・生徒の選挙への関心を高めることに大きな役割を果たす講座について、広報かしはら等を通じて実施の周知をはかりつつ、効果的に実施していく。									
	予算額（単位：千円）		0							
⑪ 2025(令和7)年度 改善内容を 含めた方向性	A	A. 拡 大		B. 見直しの上継続		C. 縮 小		D. 廃止又は休止		
	広報かしはら等を通じて講座実施の周知をはかりつつ、一層効果的な講座となるよう内容面での改善を重ね、有意義な講座を実施できるよう努める。 「⑨課題」に関連して、「多様な媒体から情報を得ること」「多角的にものを捉えること」「価値観の異なる各人が、協議して合意形成していくこと」といった民主主義を健全に成り立たせるために大切な諸要素を紹介し、選挙制度だけでなく社会参画全体に通じる学びを得ることも意識する。									

Ⅲ 資料編

Ⅰ. 重要課題の分野別 資料

女性

内閣府男女共同参画局資料より抜粋

女性議員の比率

		女性議員割合	議員数	女性議員数
衆議院	令和6年(2024年) 5月31日現在	11.0%	465	51
参議院	令和6年(2024年) 7月1日現在	26.4%	246	65
都道府県議会	令和5年(2023年) 12月31日現在	14.6%	2,644	386
市区町村議会	令和5年(2023年) 12月31日現在	17.6%	29,135	5,133

※有権者に占める女性の割合：51.8%（令和4年7月10日執行第26回参議院議員通常選挙結果調より）

生産年齢人口（15～64歳）の就業率

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
女性	64.6%	70.6%	71.3%	72.4%	73.3%
男性	81.8%	83.8%	83.9%	84.2%	84.3%

※総務省「労働力調査（基本集計）」より作成

ジェンダーギャップ指数 2024年

順位	国名	値	順位	国名	値
1	アイスランド	0.935	114	マレーシア	0.668
2	フィンランド	0.875	115	チュニジア	0.668
3	ノルウェー	0.875	116	バーレーン	0.666
4	ニュージーランド	0.835	117	ネパール	0.664
5	スウェーデン	0.816	118	日本	0.663
6	ニカラグア	0.811	119	コモロ	0.663
7	ドイツ	0.810	120	ブルキナファソ	0.661
8	ナミビア	0.805	121	コートジボワール	0.655
9	アイルランド	0.802	122	スリランカ	0.653
10	スペイン	0.797			

※世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書（2024）」より作成

値は男性に対する女性の割合を示し、0が完全不平等、1が完全平等

※日本の分野別順位及び数値：

経済参画（120位 0.568）、教育（72位 0.993）、健康（58位 0.973）、政治参画（113位 0.118）

・昨年の（125位 0.647）に比べ、（7ランク 0.016）上昇した。

子ども

■ 橿原市

各年度末

年度	児童相談件数	そのうち児童虐待件数
令和元年度	689	365
令和2年度	525	298
令和3年度	299	170
令和4年度	335	276
令和5年度	235	151

■ 窓口別の児童虐待相談対応件数

児童虐待の主な相談窓口：児童相談所、市町村相談窓口

各年度末

年度	全国の 児童相談所対応件数の合計	県内児童相談所	県下市町村相談窓口
令和元年度	193,780	1,832	3,246
令和2年度	205,029	1,761	3,130
令和3年度	207,660	1,837	3,045
令和4年度	219,170	1,639	2,856
令和5年度	(未発表)	1,993	3,048

※県内児童相談所・県下市町村相談窓口の件数には重複があります。

※県内児童相談所とは、奈良県児童相談所（2か所）と奈良市児童相談所（令和4年4月開設）です。

高齢者

高齢者人口の推移

各年10月1日現在

年度	橿原市			奈良県			国		
	総人口 (人)	65歳以上 (人)	%	総人口 (人)	65歳以上 (人)	%	総人口 (千人)	65歳以上 (千人)	%
令和元年	121,831	34,322	28.2%	1,331,330	412,882	31.0%	126,167	35,885	28.4%
令和2年	121,483	34,725	28.6%	1,322,970	416,467	31.5%	125,708	36,191	28.8%
令和3年	120,752	34,975	29.0%	1,315,350	422,915	32.2%	125,502	36,214	28.9%
令和4年	120,165	35,037	29.2%	1,305,981	422,948	32.4%	124,947	36,236	29.0%
令和5年	119,384	35,122	29.4%	1,295,681	423,184	32.7%	124,352	36,227	29.1%

※橿原市、奈良県：住民基本台帳及び外国人登録の合計
(橿原市福祉部・健康部統計より)

※国：総務省統計局推計人口

将来推計人口

	橿原市			奈良県			国		
	総人口 (人)	65歳以上 (人)	%	総人口 (人)	65歳以上 (人)	%	総人口 (千人)	65歳以上 (千人)	%
2020	120,922	35,191	29.1%	1,324,473	420,123	31.7%	126,146	36,027	28.6%
2025	117,615	35,906	30.5%	1,272,109	426,371	33.5%	123,262	36,529	29.6%
2030	113,278	36,719	32.4%	1,214,525	428,951	35.3%	120,116	36,962	30.8%
2035	108,227	37,562	34.7%	1,150,735	431,875	37.5%	116,639	37,732	32.3%
2040	102,663	38,924	37.9%	1,083,005	440,157	40.6%	112,837	39,285	34.8%
2045	96,923	38,743	40.0%	1,015,290	429,285	42.3%	108,801	39,451	36.3%
2050	91,164	37,574	41.2%	950,365	411,164	43.3%	104,686	38,878	37.1%
2055	—	—	—	—	—	—	100,508	37,779	37.6%
2060	—	—	—	—	—	—	96,148	36,437	37.9%
2070	—	—	—	—	—	—	86,996	33,671	38.7%

※ 橿原市・奈良県：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

※ 国：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

障がいのある人

身体障がい者数（手帳交付者）の推移

各年度末

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視 覚	296	303	295	290	292
聴覚・平衡機能	424	434	433	446	436
音声・言語・そしゃく機能	46	46	44	43	42
肢体不自由	2,324	2,270	2,218	2,159	2,104
内 部 機 能	1,376	1,405	1,405	1,425	1,429
合 計	4,466	4,458	4,395	4,363	4,303

療育手帳交付者の推移

各年度末

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A（重 度）	423	422	422	431	439
B（中軽度）	694	709	749	805	849
合 計	1,117	1,131	1,171	1,236	1,288

精神障がい者数（手帳交付者）の推移

各年6月末

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1 級	148	156	161	173	180
2 級	688	716	762	824	858
3 級	296	329	373	412	461
合 計	1,132	1,201	1,296	1,409	1,499

外国人

外国人住民国籍別人員調査表

令和6年(2024年) 3月末

国 籍 別	合計	前年3月末合計	対前年差引	世帯数
アフガニスタン	4	4	0	2
オーストラリア	9	10	-1	9
ブラジル	27	28	-1	20
ミャンマー	97	67	30	96
カナダ	8	8	0	8
中国	222	228	-6	148
台湾	20	18	2	20
フランス	4	4	0	4
インド	3	2	1	3
インドネシア	80	54	26	70
アイルランド	1	1	0	1
イタリア	3	3	0	3
韓国又は朝鮮	274	281	-7	210
ラオス	7	7	0	7
ネパール	117	240	-123	86
ニュージーランド	2	3	-1	2
ナイジェリア	1	1	0	1
パキスタン	7	5	2	7
ペルー	34	39	-5	17
フィリピン	53	50	3	50
スリランカ	18	34	-16	13
スペイン	4	3	1	4
タイ	63	52	11	62
モンゴル	3	6	-3	3
英国	5	5	0	3
米国	17	15	2	16
ベトナム	262	190	72	236
ジャマイカ	2	1	1	2
カンボジア	5	6	-1	5
マレーシア	1	4	-3	1
ロシア	1	2	-1	1
ギニア	1	1	0	1
リトアニア	0	0	0	0
トルコ	0	0	0	0
南アフリカ共和国	3	3	0	2
ウズベキスタン	1	1	0	1
ガーナ	1	1	0	1
バングラデシュ	0	0	0	0
スウェーデン	0	2	-2	0
ドイツ	3	2	1	3
シンガポール	1	1	0	1
キルギス	0	6	-6	0
ウクライナ	2	0	2	1
ハンガリー	1	0	1	1
国籍不明者	0	0	0	0
総数	1,367	1,388	-17	1,121

外国人世帯数

895

HIV感染者等

HIV感染者数及びAIDS患者数(累計)

各年末(単位:人)

年	分 類	国	県
平成30年	HIV感染者数	20,836	116
	AIDS患者数	9,313	79
	計	30,149	195
令和元年	HIV感染者数	21,727	121
	AIDS患者数	9,641	81
	計	31,368	202
令和2年	HIV感染者数	22,467	121
	AIDS患者数	9,977	82
	計	32,444	203
令和3年	HIV感染者数	23,206	125
	AIDS患者数	10,297	82
	計	33,503	207
令和4年	HIV感染者数	23,809	130
	AIDS患者数	10,528	87
	計	34,337	217
令和5年	HIV感染者数	24,567	131
	AIDS患者数	10,857	91
	計	35,424	222

(API-Netエイズ予防情報ネットのHIV感染者及びエイズ患者の都道府県別累積報告状況より抜粋)

※HIV感染者とは、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染した人を指し、AIDS患者とは、代表的な23の指標となる疾患が決められており、それらを発症した人を指します。

インターネット等による人権侵害

インターネットを利用した人権侵犯事件

各年度末

	件数
令和元年度	1,985
令和2年度	1,693
令和3年度	1,736
令和4年度	1,721
令和5年度	1,824

※法務局・地方法務局において新たに救済手続きを開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件

北朝鮮当局によって拉致された被害者

(単位：人)

日本政府が拉致被害者として 認定している人数	17
------------------------	----

※うち、5名帰国

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者数 (令和6年1月現在)	871
上記のうち、家族等の同意を得て奈良県警察のウェブサイトに掲載されている方々の人数	3
上記のうち、橿原市の方1名 弓場 比登美さん 14歳 (行方不明当時)	

(政府 拉致問題対策本部資料、警察庁、奈良県警)

さまざまな人権

○残留日本人孤児の身元調査

令和6年5月31日現在 (単位：人)

孤児総数	2,818
うち身元判明者	1,284

○中国在留邦人の永住帰国

帰国者の総数	6,725
うち孤児	2,557
うち婦人等	4,168

(厚生労働省統計資料)

ホームレス数

令和6年1月調査実施 (単位：人)

	男性	女性	不明	合計
令和2年調査	3,688	168	136	3,992
令和3年調査	3,510	197	117	3,824
令和4年調査	3,187	162	99	3,448
令和5年調査	2,788	167	110	3,065
令和6年調査	2,575	172	73	2,820

厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」

- ・調査客体—都市公園、河川、道路・駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者
- ・調査方法—市区町村による巡回による目視調査

アイヌの人口

(世帯、人)

区 分	市町村数	世帯数	人 口		
			総数	男	女
平成5年調査	75	7,328	23,830	11,683	12,147
平成11年調査	73	7,755	23,767	11,637	12,130
平成18年調査	72	8,274	23,782	11,680	12,102
平成25年調査	66	6,880	16,786	8,159	8,627
平成29年調査	63	5,571	13,118	6,106	6,285

(北海道庁「平成29年 北海道アイヌ生活実態調査報告書」)

※「地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方」について、各市町村が把握することのできた人数

※727名が性別不明のため、総数と男女の合計が一致しない(平成29年調査)

2. 各課の主な取組の概要 資料

人事課

職員人権問題研修一覧表

年 度		テーマ	講師	男	女	小計	合計
平成28年度	1回目 7月21日	ワークライフバランス	瀧井 智美 (株)ICB代表取締役	201	88	289	539
	2回目 1月12日			180	70	250	
平成29年度	1回目 7月21日	精神障がいてなに？ ～その豊かな世界と 共に生きる～	桑原 由香 (地域活動支援センター びあぼ～と所長)	149	157	306	503
	2回目 1月11日			120	77	197	
平成30年度	1回目 7月12日	「部落差別解消推進法」 と教育・啓発課題 －「部落史観」の転換と 学習課題－	寺澤 亮一 (一般財団法人 奈良人権 部落解放研究所理事長)	156	89	245	506
	2回目 1月16日			159	102	261	
令和元年度	1回目 7月18日	「僕の宝は足と友 ～東京パラリンピック 2020に向けて～」	嵯峨根 望 (シッティングバレーボール 男子日本代表 ・和泉市職員)	173	145	318	539
	2回目 1月17日			140	81	221	
令和2年度	1月8日～22日	「ハラスメント防止研修」 (動画研修)	吉海江 久美 (FPM-α)	415	413	828	828
令和3年度	8月4日～18日	「手話言語条例とは ～ろう者・手話言語への理 解を深めよう～」 (動画研修)	小林 由季 (奈良県立ろう学校)	399	500	899	899
令和4年度	7月21日～8月4日	「ハラスメント防止研修」 (動画研修)	伊槻 紀子 氏 (株話し方教育センター)	392	590	982	982
令和5年度	7月19日～8月4日	「性的マイノリティと人権 ～性の多様性が尊重される まちづくりのために～」 (動画研修)	中田 ひとみ 氏 (性と生を考える会)	359	578	937	937

人権政策課

相談件数

○人権政策課

年 度	件 数(延件数)
令和元年度	2 件
令和2年度	9 件
令和3年度	15 件
令和4年度	19 件
令和5年度	27 件

○「女性による女性のための」面接相談

年 度	指定相談日	指定相談日以外
令和元年度	38 件	11 件
令和2年度	34 件	12 件
令和3年度	54 件	6 件
令和4年度	91 件	9 件
令和5年度	101 件	6 件

○人権擁護委員

年 度	件 数(延件数)
令和元年度	4 件
令和2年度	3 件
令和3年度	7 件
令和4年度	3 件
令和5年度	12 件

○女性相談員による電話相談

年 度	指定相談日	指定相談日以外
令和元年度	76 件	31 件
令和2年度	54 件	54 件
令和3年度	74 件	21 件
令和4年度	53 件	8 件
令和5年度	37 件	19 件

○犯罪被害者支援相談

年 度	件 数(延件数)
令和元年度	14 件
令和2年度	18 件
令和3年度	8 件
令和4年度	9 件
令和5年度	9 件

「人権を考えるつどい」

年 度	テーマ	講師	参加者数
令和元年度	「強(つよ)く楽(たの)しく逞(たくま)しく」 ～ほんとの強さってどんな事があっても前を向けること。前を～	堀江 航 (平昌オリンピック日本代表・元フロアアイスバスケットボール選手)	300
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
令和3年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
令和4年度	「元気な心で、元気な毎日」～ワークとライフのハーモニー～	鎌田 敏 (こころ元気研究所所長)	135
令和5年度	「自分らしく生きる」	悠以 (シンガーソングライター)	180

「人権を確かめあう日」記念集会

年 度	テーマ	講師	参加者数
令和元年度	統一地方選挙実施のため、「人権を確かめあう日」記念集会の開催は無し		
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
令和3年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
令和4年度	すべての人が尊重される社会を目指して	深澤 吉隆 (奈良県立同和問題関係史料センター所長)	47
令和5年度	もっとあたたかい人の世を～水平社創立の思想を世界へ～ (統一地方選挙のため、令和6年1月20日に代替開催)	駒井 忠之 (奈良人権文化財団水平社博物館 館長)	20

人権政策課

男女共同参画推進事業

女性 の 就 業 支 援	年 度	講座数	参加人数(人)
	令和元年度	6	71
	令和2年度	4	42
	令和3年度	16	124
	令和4年度	2	24
	令和5年度	5	69

身 体 と こ ろ の 健 康 保 持 講 座	年 度	講座数	参加人数(人)
	令和元年度	10	71
	令和2年度	3	23
	令和3年度	1	15
	令和4年度	3	26
	令和5年度	4	31

D V 講 座	年 度	講座数	参加人数(人)
	令和元年度	2	765
	令和2年度	4	397
	令和3年度	5	756
	令和4年度	2	723
	令和5年度	4	1571

推 進 団 体 と の 共 催 事 業	年 度	講座数	参加人数(人)
	令和元年度	2	326
	令和2年度	2	68
	令和3年度	1	10
	令和4年度	3	39
	令和5年度	3	33

エン パ ワ ー メ ン ト の 支 援	年 度	講座数	参加人数(人)
	令和元年度	3	70
	令和2年度	4	33
	令和3年度	3	36
	令和4年度	1	5
	令和5年度	2	15

「男女共同参画講演会」

年 度	内 容	講 師	参加者数
令和元年度	幸福に生きるために ～よい対人関係を築く～	岸見 一郎 (哲学者)	303
令和2年度	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	-	-
令和3年度	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	-	-
令和4年度	「元気な心で、元気な毎日」 ～ワークとライフのハーモニー～	鎌田 敏 (こころ元気研究所所長)	135
令和5年度	LGBTQ・性の多様性トーク&コンサート 「自分らしく生きる」	悠以 (シンガーソングライター)	180

「男女共同参画職員研修」

年 度	テーマ	講 師	参加者数(女性)	参加者数(男性)	参加者数(合計)
令和元年度	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	-	-	-	-
令和2年度	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	-	-	-	-
令和3年度	一人ひとりが自分を活かし、 貢献し合える組織を目指して ～女性活躍を入り口に～ (動画研修)	丸本智佳子 (OPEN THE DOOR)	226	241	473
令和4年度	タイムマネジメント講座	吉田真知子 (人材活性・チームコンサルタント ソーシャルスキル・プログラム合同会社 代 表)	-	-	666
令和5年度	心に響くリーダーのスピーチ力 ～人を惹きつける話の極意～	言の葉OFFICE かのん 代表 川邊 暁美 (神戸女学院大学非常勤講師、フリーアナウン サー)	13	31	45

大久保コミュニティセンター

おおくぼまちづくり館 年度別利用状況

	利用者数（人）				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月	47	0	19	18	30
5月	18	5	0	20	46
6月	212	12	73	93	63
7月	90	22	19	57	7
8月	148	9	22	23	36
9月	44	66	10	7	66
10月	310	174	187	189	135
11月	179	65	123	262	100
12月	326	217	198	258	214
1月	57	16	14	31	25
2月	208	123	9	170	118
3月	1	84	24	94	43
合計	1,640	793	698	1,222	883

人権・地域教育課

令和5年度 檀原市校（地）区人権教育推進協議会 総会

校（地）区名	総会実施日	参加人数	研修内容
耳成南	6月17日	38名	演題：『ものの見方を 変えてみませんか』 講師：松本修二さん（市教育委員会事務局人権・地域教育課社会教育指導員）
鴨公	6月17日	22名	演題：『人権教育を自分事としてとらえよう』 講師：福西満さん（市講師団講師）
晩成	6月30日	32名	演題：『子どもを守るために地域で考えよう』 講師：新宅道万さん（晩成小学校見守りボランティア）
今井	7月4日	20名	人権啓発DVD視聴：『カラフル』
白檀北	7月8日	16名	人権啓発DVD視聴：『秋桜の咲く日』
白檀南	7月8日	18名	人権啓発DVD視聴：『秋桜の咲く日』
畝傍北	7月8日	20名	演題：『信光寺の歴史から学ぶ 先人の想いと未来への展望』 講師：藤井寿昭さん（畝傍御坊金剛閣信光寺住職）

人権・地域教育課

令和5年度 榎原市校（地）区人権教育推進協議会 地区別懇談会・フィールドワーク

校（地）区名	懇談会実施日	参加人数	研修内容
晩成	7月10日 7月11日	23名 24名	演題：「トイレから始まる人権教育～LGBTQについて考えて～」 講師：葛本雅崇さん（市教育委員会事務局学校教育課指導主事）
畝傍東	8月24日	20名	演題「性の多様性を認め合う セリフをもとに考えましょう」 講師：松本修二さん（市教育委員会事務局人権・地域教育課社会教育指導員）
校区（地区）人推協管外研修	10月3日	21名	水平社博物館見学及び周辺フィールドワーク
畝傍南	10月13日	20名	演題：「地域の歴史を探ってみましょう。地域の歴史から見える淵田美津雄さんの生きざま」 講師：山本信彦さん（元市教育委員会事務局人権教育課社会教育指導員）
校区（地区）人推協管外研修	10月17日	18名	水平社博物館見学及び周辺フィールドワーク
榎原市人推協管外研修	10月21日	5名	水平社博物館見学及び周辺フィールドワーク
真菅	10月27日	21名	演題：「クイズをやってみよう」～日常の何気ないことについて見方を変えて振り返ってみませんか～ 講師：山林信仁さん（市教育委員会事務局人権・地域教育課指導主事）
耳成南	11月18日	34名	演題：「子どもの成長に関わるために～保護者の力、地域の力～」 講師：山林信仁さん（市教育委員会事務局人権・地域教育課指導主事）
畝傍北	11月18日	15名	演題：「まさかうちの子に障がいがある？受容までの5つのステップ」 講師：加藤愛子さん（書いて伝える視覚支援のナビゲーター「Caitell」代表）
鴨公	11月18日	34名	演題：「芝村騒動を中心に周辺の村の関わり等」 講師：岩田久美代さん（鴨公小職員）
耳成	11月19日	100名以上	演題：「今の時代の人権について」 講師：山本信彦さん（元市教育委員会事務局人権教育課社会教育指導員）
真菅北	11月23日	94名	演題：「平和について考える」～被爆体験より～ 講師：秋山勝彦さん
新沢	12月1日	41名	演題：「クイズをやってみよう」～身近なことから考えてみよう～ 講師：山林信二さん（市教育委員会事務局人権・地域教育課指導主事）
今井	12月5日	47名	演題：「紀元2600年（昭和15年）の畝傍山周辺は、こんな風に変った！其の参」 講師：山本信彦さん（元市教育委員会事務局人権教育課社会教育指導員）
金橋	12月8日	16名	演題：「みずからを見つめて」 講師：大口義文さん（市教育委員会事務局人権政策課指導員）
金橋校区管外研修	12月15日	6名	京都市民防災センター
香久山	12月15日	40名	演題：「"歌の力"」蟻の目、鳥の目、魚の目 講師：荒井敦子さん（NPO法人音楽の森理事長音楽療法士）
白檀北・白檀南	2月10日	33名	演題：「一人一人のちがいを 豊かさとして とらえるために」 講師：浦西礼美さん（白檀北小学校校長）

福祉総務課

65歳以上ひとり暮らし老人数

各年度末

年度	在宅ひとり暮らし老人【市】	在宅ひとり暮らし老人【国】
令和元年度	4,667人	7,369（千人）
令和2年度	4,873人	調査中止
令和3年度	4,977人	7,427（千人）
令和4年度	5,009人	8,730（千人）
令和5年度	4,867人	8,553（千人）

※国は厚生労働省「国民生活基礎調査」独居老人調査（平成28年度は熊本県を除いた人数）

長寿介護課

高齢者虐待相談件数

橿原市社協地域包括支援センター実施

年 度	実件数	延相談件数
令和元年度	22件	22件
令和2年度	20件	20件
令和3年度	24件	24件
令和4年度	28件	31件
令和5年度	36件	36件

認知症地域支援推進員相談件数

橿原市社協地域包括支援センター実施

年 度	実相談件数	延相談件数
令和元年度	93件	643件
令和2年度	98件	799件
令和3年度	107件	784件
令和4年度	121件	894件
令和5年度	116件	1000件

こども家庭課

橿原市における養護相談の理由別対応件数
(令和5年度末)

■虐待相談の相談種別・経路

	都道府県			市町村			児童福祉施設・指定医療機関			こども園	警察等	保健所・医療機関		学校等			里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関			保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
身体的虐待	17	0	0	2	4	5	4	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	6	1	1	0	48
性的虐待	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
心理的虐待	27	0	0	4	5	5	2	0	0	1	1	0	0	0	6	0	0	0	2	1	1	0	55
ネグレクト	7	0	1	10	8	6	1	0	0	0	0	0	7	0	4	0	0	0	0	2	0	0	46
計	53	0	1	16	17	16	7	0	0	1	1	0	7	0	18	0	0	0	8	4	2	0	151

■虐待相談の主な虐待者と家庭状態

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	41	7	94	0	9	151

■被虐待者の年齢・相談種別

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0～3歳未満	9	0	19	31	59
3～学齢前児童	10	0	13	4	27
小学生	21	0	16	9	46
中学生	3	0	7	2	12
高校生・その他	5	2	0	0	7
計	48	2	55	46	151

■虐待相談の相談種別

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
平成30年度末	61	3	131	119	314
令和元年度末	80	2	190	93	365
令和2年度末	86	9	118	85	298
令和3年度末	63	5	63	39	170
令和4年度末	69	3	117	87	276
令和5年度末	48	2	55	46	151

こども家庭課

橿原市相談種類別処理

(令和5年度末)

		処理件数（年度中）								未処理件数（年度末現在）
		面接指導			児童相談所送致	社会福祉主事指導 知的障害者福祉司・	係る都道府県知事への通知 助産または母子保護の実施に	その他	計	
		助言指導	継続指導	他機関あっせん						
		1	2	3	4	5	6	7		
養護相談	児童虐待相談 (01)	13	99	2	1	0	0	36	151	0
	その他の相談 (02)	9	7	0	0	0	0	19	35	0
保健相談 (03)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害相談	肢体不自由相談 (04)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	視聴覚障害相談 (05)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害等相談 (06)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害相談 (07)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障害相談 (08)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	発達障害相談 (09)	0	2	0	0	0	0	0	2	0
非行相談	く犯行為等相談 (10)	2	0	0	0	0	0	1	3	0
	触法行為等相談 (11)	0	1	0	0	0	0	0	1	0
育成相談	性格行動相談 (12)	0	0	0	0	0	0	2	2	0
	不登校相談 (13)	3	1	0	0	0	0	1	5	0
	適性相談 (14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育児・しつけ相談 (15)	4	3	0	0	0	0	4	11	0
その他の相談 (16)		9	4	0	0	0	0	12	25	0
計 (17)		40	117	2	1	0	0	75	235	0
再掲	いじめ相談 (18)	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	児童買春等被害相談 (19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

学校教育課

いじめ・不登校・暴力行為の推移（国・県・市の比較）

	校種	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備 考
暴力行為	小学校（市）	1.0	0.6	1.1	0.3	0.7	5.5	1.2	児童生徒1,000人 当たりの件数 （単位：件）
	小学校（県）	2.4	1.9	1.9	2.7	5.5	5.8	3.4	
	小学校（国）	4.4	5.7	6.8	6.5	7.7	9.9	11.5	
	中学校（市）	5.0	5.2	5.1	1.7	4.8	1.1	6.8	
	中学校（県）	5.0	6.0	5.3	4.4	5.1	6.9	5.7	
	中学校（国）	8.5	8.9	8.8	6.6	7.5	9.2	10.4	
いじめ	小学校（市）	11.4	18.7	48.3	50.9	44.8	54.6	59.6	1校当たりの 認知数 （単位：件）
	小学校（県）	22.3	29.2	31.4	32.2	37.3	37.1	36.2	
	小学校（国）	15.7	21.3	24.4	21.4	25.7	28.5	30.7	
	中学校（市）	10.5	6.3	7.8	6.7	6.3	5.3	5.3	
	中学校（県）	7.1	9.1	10.7	8.1	9.9	10.4	8.7	
	中学校（国）	7.7	9.4	10.3	7.8	9.5	10.9	12.0	
不登校	小学校（市）	0.38	0.87	0.89	0.97	1.6	1.74	2.2	全児童生徒数 に係る割合 （単位：％）
	小学校（県）	0.46	0.61	0.95	1.1	1.5	1.76	2.1	
	小学校（国）	0.54	0.70	0.83	1.00	1.30	1.70	2.2	
	中学校（市）	3.07	4.1	4.7	4.7	5.3	5.5	7.1	
	中学校（県）	2.83	3.3	4.05	4.4	5.5	6.21	6.9	
	中学校（国）	3.25	3.65	3.94	4.09	5.00	5.98	6.8	

いじめ・不登校・暴力行為の推移

	校種	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備 考
暴力行為	小学校	6	4	7	2	4	32	7	単位：件数
	中学校	16	16	15	5	14	3	19	
	計	22	20	22	7	18	35	26	
いじめ	小学校	182	299	772	815	717	873	954	単位：件数
	中学校	63	38	47	40	38	32	32	
	計	245	337	819	855	755	905	986	
不登校	小学校	24	54	54	59	95	101	128	単位：件数
	中学校	98	127	138	140	153	156	198	
	計	122	181	192	199	248	257	326	

3. 関連法令・方針等

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、国と連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を

策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に資するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事務の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度移行に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

2 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づき人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえて、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成25年6月26日

号外法律第65号

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和五十五年法律第八十四号)の基本的な理念ののっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と略称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公共団体の法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の

規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四号第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうちこの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)

ハ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関(この政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八條の二の施設等機関及び同法第八條の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。において同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこ

れを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

（以下省略）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成 28 年 6 月 3 日

号外法律第 68 号

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって違法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

（相談体制の整備）

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相

談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

（啓発活動等）

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（不当な差別的言動に係る取組についての検討）

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年 12 月 16 日

号外法律第 109 号

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部

落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の

充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和5年6月23日

号外法律第68号

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性

に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生(以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。)の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を監視し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用

する。

〔学術研究等〕

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

〔知識の着実な普及等〕

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他

の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

〔性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議〕

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

〔措置の実施等に当たっての留意〕

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

奈良県部落差別の解消の推進に関する条例

平成 31 年 3 月 22 日

奈良県条例第 40 号

〔目的〕

第一条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成二十八年法律第百九号）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、及び施策を推進するための基本的な計画の策定等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

〔基本理念〕

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、全ての人を包摂し、及び人に優しい社会の実現を基本理念として、行われなければならない。

〔県の責務〕

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、国及び市町村と連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

〔基本計画〕

第四条 知事は、部落差別の解消に関する施策を推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 前項に基づく基本計画は、次に掲げる事項について定める。

一 部落差別の解消に関する施策についての基本的な方針

二 部落差別の解消に関し、県が計画的に講ずべき施策

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、奈良県人権施策協議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

〔調査の実施〕

第五条 県は、部落差別の解消に関する施策の実施及び前条の基本計画策定のため、必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

2 県は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別が生じないよう留意しなければならない。

〔相談体制の充実〕

第六条 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

〔教育及び啓発〕

第七条 県は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

〔推進体制の充実〕

第八条 県は、国及び市町村と連携し、部落差別の解消に関する施策を推進する体制の充実に努めるものとする。

〔委任〕

第九条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

権原市人権擁護に関する条例

平成8年6月21日

条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法の理念に則り、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参加による差別のない権原市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、関係法令等に基づき、市政の重要な課題として必要な施策の推進を図り、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第4条 市は、市民の同和問題等についての人権意識の高揚を図るため、関係機関団体等と連携しながら啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

権原市男女共同参画推進条例

平成18年3月31日

条例第4号

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。そして、男女平等の実現に向けて、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准するとともに、男女共同参画社会基本法が制定されるなど、様々な取組が行われています。私たちのまち権原市には、万葉集にうたわれた名勝大和三山、日本で初めての本格的な都城として造られ、国家の基盤となる大宝律令が編纂された藤原京など、貴重な歴史的・文化的な遺産が数多くあります。このように歴史豊かな権原市は、市民一人ひとりが思いやりの心を持ち、性別にとらわれず、すべての人の人権が尊重され、その個性と能力を発揮できる心豊かなまちを目指しています。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は、依然として根強く残っています。さらに、少子高齢化、情報化、国際化など社会経済情勢が急速に大きく変化していく中で、性別にかかわらず生き生きと暮らせる社会づくりには、なお、多くの課題があります。

このような状況を踏まえ、男女平等の視点に立ち、男女が、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で対等に参画し、ともに責任を分かち合う社会を実現し、次世代へとつなげていくために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれが一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者を不快にさせ、その者の就業関係その他の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、配偶者であった者、パートナー

ナーその他親密な関係にある者に対する身体的、性的、精神的又は経済的暴力をいう。

(5) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。

(6) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(7) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担や慣行にとらわれることなく、社会における活動を自由に選択できるよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の活動において、対等に参画し、両立できること。

(5) 男女が、互いの性及び身体的特徴を理解し、好意、出産等、性と生殖に関して自己決定が尊重され、かつ、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

(6) 国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自ら率先し、市民、事業者及び教育関係者並びに国及び他の地方公共団体等と連携し、取組まなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、自ら積極的に男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の

推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進することができる体制の整備に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育関係者の責務）

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、その教育を行う過程において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

（性別による人権侵害の禁止）

第8条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 基本的施策

（行動計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本となる計画（以下「行動計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民、事業者及び教育関係者の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、第18条に規定する橿原市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 市は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

（調査研究）

第11条 市は、男女共同参画に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

（附属機関等の委員の構成）

第12条 市は、附属機関等の委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講じるよう努めなければならない。

（市民等の活動に対する支援）

第13条 市は、市民、事業者及び教育関係者における男女共同参

画の推進についての自主的な活動に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援の実施に努めるものとする。

（家庭生活その他の活動との両立支援）

第14条 市は、男女が共に家庭生活における活動と他の活動とを両立できるよう必要な支援の実施に努めるものとする。

（相談への対応）

第15条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談を受けたときは、関係行政機関と連携し、解決に努めなければならない。

（広報活動及び啓発）

第16条 市は、男女共同参画の推進に関し、必要な広報活動を行い、その啓発に努めるものとする。

（年次報告）

第17条 市長は、毎年、行動計画に基づいた施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 橿原市男女共同参画審議会

（審議会）

第18条 市長の附属機関として、橿原市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、審議し、答申する。

（1）第9条第2項の規定により市長から意見を求められた事項

（2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に必要な事項

3 審議会は、市長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。

4 審議会の委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満であってはならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則（施行期日）

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、公布の日から施行する。

橿原市部落差別の解消の推進に関する条例

令和3年3月31日

条例第4号

（目的）

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることに鑑み、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法並びに部落差別は許されないという認識の下に制定された部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）及び奈良県部落差別の解消の推進に関する条例（平成31年奈良県条例第40号）の趣旨を踏まえ、部落差別の解消の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者をいう。

（2）事業者 市内において事業活動を行っているものをいう。

（基本理念）

第3条 部落差別の解消に関する施策は、全ての人が基本的人権を

享有し、かけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消し、全ての人がともに生きる社会を実現することを旨として、行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国、県及び関係機関との適切な役割分担を踏まえて連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

（市民等及び事業者の役割）

第5条 市民等及び事業者は、基本的人権を尊重し、部落差別の解消に努めるものとする。

（調査の実施）

第6条 市は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国、県及び関係機関と連携し、必要に応じて、差別の実態に係る調査を行うものとする。

2 市は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別が生じないよう留意しなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 市は、人権施策に関する基本計画を定めるに当たっては、第4条の責務を踏まえてこれを行うものとする。

(相談体制の充実)

第8条 市は、部落差別に関する相談に応ずるための体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第9条 市は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発活動の充実に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第10条 市は、国、県及び関係機関と連携し、部落差別の解消に関

する施策を推進する体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

檀原市人権審議会規則

平成14年9月30日

規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、檀原市執行機関の附属機関に関する条例(平成24年檀原市条例第23号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、檀原市人権審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 審議会が審議する重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人権に関する問題の解決に向けての施策に関すること。
- (2) 人権に関する基本計画等の策定に関すること。
- (3) 人権擁護及び人権意識の高揚に関すること。
- (4) その他人権施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員は、市議会の議員、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の招集)

第6条 会長は、審議会の会議を招集するときは、会議の7日前までに委員に通知しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。

2 会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

(部会)

第7条 条例第3条第2項の規定により設置される部会を構成する委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、部会を構成する委員の互選により選出し、副部会長は、委員の中から部会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を総理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会及び部会の庶務は、市民活動部人権政策課において処理する。

(会長への委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第16号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年規則第13号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第35号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

檀原市人権問題啓発推進本部設置規程

平成14年4月1日

訓令第11号

(設置)

第1条 同和問題をはじめとするあらゆる差別を撤廃するため、市議員の人権問題に対する理解を深めるとともに、市民が人権問題を正しく理解、認識するよう啓発活動を推進するため、檀原市人権問題啓発推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、市の各課と連携を図りつつ、次の各号に掲げる事項を研究、協議する。

- (1) 同和問題をはじめとする人権問題についての職員の研修に関すること。
- (2) 人権問題を啓発推進する指導者の育成に関すること。
- (3) 人権問題啓発推進計画の企画及び立案に関すること。
- (4) 人権施策に関する基本計画の策定及び実施に関すること。
- (5) 差別事象についての調査及び研究に関すること。
- (6) その他前条の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長、教育長及び企

画戦略部長をもって充てる。

3 本部委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 本部長が不在のときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(企画委員会)

第5条 第2条第3号から第5号に規定する事項を専門的に研究するため、推進本部に企画委員会を置く。

2 企画委員会に、委員及び委員若千名をもって組織する。

3 委員長は人権政策課長とし、委員は本部委員の中から本部長が命ずる。

4 企画委員会に、委員長が必要に応じて招集する。

5 企画委員会に、差別事象に関する調査及び研究を行い、必要と認めるときは、推進本部に報告する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は人権政策課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要

な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

機 関	職 名
市長部局	倫理統制監
	理事
	企画戦略部副部長（人権政策課担当）
	企画政策課長
	人事課長
	人権政策課長
	飛騨コミュニティセンター所長
	大久保コミュニティセンター所長
	総務部長
	市民窓口課長
	財務部長
	魅力創造部長
	地域振興課長
	こども部長
	こども政策課長
	こども家庭課長
	こども未来課長
	健康スポーツ部長
	健康増進課長
	福祉部長
	福祉総務課長
	障がい福祉課長
	長寿介護課長
	環境部長
	都市デザイン部長
	公園緑地景観課長
	都市マネジメント部長
	建設管理課長
	会計管理者
教育委員会事務局	教育委員会事務局長 学校教育課長 人権・地域教育課長 図書館長 こども発達支援課長
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局	監査委員事務局長
農業委員会事務局	農業委員会事務局長
議会事務局	議会事務局長
上下水道部	上下水道部長

（省略）

この規程は、令和6年4月1日から実施する。

別表（第5条関係） 横原市人権問題答弁推進本部企画委員会

部 局	職 名
企画戦略部	企画政策課長
	人事課長
	人権政策課長
	飛騨コミュニティセンター所長
	大久保コミュニティセンター所長
総務部	市民窓口課長
魅力創造部	地域振興課長
こども部	こども政策課長
	こども未来課長
	こども家庭課長
健康スポーツ部	健康増進課長
福祉部	福祉総務課長
	障がい福祉課長
	長寿介護課長
都市デザイン部	公園緑地景観課長
都市マネジメント部	建設管理課長
教育委員会事務局	学校教育課長
	人権・地域教育課長
	図書館長
	こども発達支援課長
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局長

横原市人権教育の推進についての基本方針

平成20年2月29日

横原市教育委員会

人類は、長年にわたるたゆまぬ努力によって、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるという理念を確立し、その実現に向けて取り組んできました。

日本では、人権を「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」として捉え、日本国憲法において基本的人権の享有を保障しています。

横原市においては、これまで同和教育の真摯な実践が重ねられ、「横原市人権施策に関する条例」や「横原市同和教育の推進についての基本方針」などの理念に基づき、市民の人権擁護、基本的人権尊重の精神の育成に努めてきました。また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づいて「横原市人権施策に関する基本計画」を策定し、その具体化を図ってきました。

このような取組によって、市民の人権意識が向上するとともに、義務教育諸学校の教科書無償化をはじめとする教育諸条件の改善や教育内容の創造、人権教育推進体制の整備などの成果が見られました。しかし、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等にかかわる人権問題が依然として存在し、さらに国際化、情報化などの社会の急激な変化の中で新たな人権の課題も起っています。

すべての人々の人権が真に尊重される自由と平等な社会を実現するためには、市民一人一人が人権問題を自らの課題として真摯に捉え、人権確立に向けて積極的に行動することが求められます。またその実現は、市民の不断の努力によって達成され、教育が担う役割も

大きいと言えます。

そこで、同和教育をはじめ様々な取組の成果の上に立って、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、高めるための総合的な教育活動としての人権教育を推進することが必要です。

横原市教育委員会は、国や県の示す人権教育の方向性を踏まえ、「豊かな人権文化に満ちた社会」を実現するため、学校、家庭、地域の連携を大切にしながら、以下の事項を基本として人権教育を推進します。

- 1 世界人権宣言、国際人権規約及び関連する条約、日本国憲法の精神に創り、あらゆる教育の場で積極的に人権教育を進めること。
- 2 教育の機会均等を保障し、すべての子どもの可能性を伸ばすとともに、一人一人が生涯にわたって自分らしく豊かに自己実現を目指すことができる能力を育成すること。
- 3 人権に関する知識理解を深め、自他の人権を尊重する態度をはぐくみ、人権の尊重を実現するための技能をみがく指導の充実を図ること。
- 4 様々な人々や文化と出会い、それぞれの違いや多様性を尊重し、相互理解を深める態度をはぐくむこと。
- 5 確かな人権感覚を身に付けるために、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる環境づくりを進めること。
- 6 国や県の示す人権教育資料等を活用し、計画的・組織的に取り

在日外国人(主として韓国・朝鮮人)教育に関する指導指針

1998(平成10)年3月23日
横浜市・横浜市教育委員会

基本的認識

私たち横浜市は、その人種・民族・国籍をこえて、等しく同じ市民として尊重され、それぞれの自己実現と幸福を自由に追求できる市民社会の創造に努めなければならない。

私たち横浜市は、人権尊重の社会にその国際社会であり、民主社会であると確信し、このような社会の実現を目指して限りない努力を続けなければならない。

(1) 人権尊重の普遍性

「日本国憲法」は、国民主権・平和主義、及び基本的人権をその基本原則としており、特にその第14条に「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定め、人権と基本的自由の享有における平等を宣言している。また、世界人権宣言・国際人権規約をはじめ、その他の国際人権基準も、すべての人々が平等に授けられ、その人権を最も大切なものとして尊重されるべきことが人類普遍の原理であると宣言している。

(2) 在日外国人教育の目的

「教育基本法」では、教育の目的を「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊重し、これを達成するために『実生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力』が必要であるとしている。

「世界人権宣言」第26条及び「国際人権規約・社会権規約」第13条が「教育が人格及びその尊厳についての意識の十分な発達を志向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきこと」と宣言し、日本(1979年9月)を含む各国がその内容に同意し締結している。また、ユネスコ総会が「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」(1974年11月)の中で、上記の教育目的を確認すると共に、(a)すべての段階及び形態の教育に国際的側面及び世界的視点をもたせること、(b)すべての民族並びにその文化、文明、価値及び生活様式に対する理解と尊重、及び(c)諸民族及び諸国民の間に世界的な相互依存関係が増大していることの認識を、その指導原則として掲げている。

「子どもの権利条約」の第29条1項Cが「児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること」を教育が達成すべき目的として明示している。

これらの文言が示すように、個人の人格の完成とともに、諸国民・諸民族間の理解及び友好を促進するという教育の目的を達成するため、在日外国人教育の推進に努める。

(3) 横浜市の現状と姿勢

日中・15年戦争、朝鮮半島及び台湾に対する日本の植民地支配の過程で、日本への渡航と定住を余儀なくされた韓国・朝鮮人、中国人及び日本に生まれ育ったその子孫が、様々な事情から現在も日本各地に在住しており、横浜市においても、1998年1月現在外国籍者数973人中、韓国・朝鮮籍の市民が524人、在住している。また近年、様々な目的で入国し滞在する人や中国からの帰国者等、外国籍市民が増加し、その数も300人を超え、国籍も多様化している。

これまで横浜市においては、あらゆる差別を許さない地域社会の形成を目指した種々の取り組みを進めてきた。とりわけ教育においては、横浜市教育委員会「学校・園教育の指導方針」、「横浜市民と教育の推進についての基本方針」の中で、日本国憲法、教育基本法、及び学校教育法の根本精神や、県教育委員会が示す「同和教育の推進についての基本方針」、「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)児童生徒に関する指導指針」に基づき、国際理解を深め、国際協調につとめる態度を育てる教育の推進に取り組んできた。また、一般市民に対しても広報活動や文化活動を通して、人権尊重の徹底に努めてきた。しかしながら、外国籍市民に対する差別と偏見は今なお歴然と存在している。いわれない差別や偏見と、自己の文化にふれ、継承する環境が整っていないために、外国籍市民の幼児・児童・生徒の民族性の確立を阻害し、基本的人格権である自らの本名(民族名)を名づけることを難しいものになっている。また、卒業後も雇用差別により、その能力と希望に即した進路の保障を困難にしている現状もある。

このような現状を払拭し、真の国際社会の実現に向けて取り組むことは、市及び市教育委員会の責務と受け止め、すべての市民がこの現状を認識し、在日外国人教育の深化・充実をはかるために、本指針を学校教育をはじめ社会教育、行政の基本的な方向として示すも

のである。

基本的課題

(1) 韓国・朝鮮人を中心とした外国籍市民が、日本に定住を余儀なくされた歴史的経緯と、基本的人格権である本名(民族名)の使用を困難にする社会的背景を正しく認識し、外国人差別をはじめ、アイヌ民族・琉球民族などの少数民族差別を含むあらゆる差別の実態を正しく理解し、国際社会の努力と日本国内の取り組みに学びながら差別撤廃に向けた教育の推進に努めるものとする。

(2) 外国籍市民が、自己の言語・文化及び歴史を学び、正しい民族的自覚と主体性を確立し、尊厳に向けて民族としての自己実現が図れるように努めるものとする。

(3) 外国籍市民の文化や歴史について正しく認識し、すべての市民が、自己と他者の民族的文化的差異を認め、相互の信頼と友好に基づき、多文化共生社会の創造と、豊かな心を持った国際人の育成に努めるものとする。

推進について

(1) 行政・教育行政

① 外国人教育の研究および実践のために必要な支援に努めるものとする。

② 外国人教育の推進に向けて、必要な資料・情報の収集に努めるものとする。

③ 外国人教育の推進に向けて、職員の研修や、指導者の育成に努めるものとする。

④ 外国籍市民の人権を尊重する啓発活動に努めるものとする。

(2) 保育所・幼稚園・学校教育

① すべての幼児・児童・生徒に、相互の生活や文化を正しく理解させ、違いを認め合い、人権を守り尊重し、日常生活の中で民族的愛憎や差別をなくす国際的感覚と連帯感を育てるものとする。

② 外国籍市民がおかれている社会的状況を正しく理解させる教育を行うものとする。

③ 外国籍市民に対する差別と偏見をなくす教育の推進のために、子どもたちが相互に理解を深めあえる集団づくりに努めるものとする。

④ 外国籍の子どもたちが本名(民族名)を名づけることの意義と必要性について理解し、本名(民族名)を主体的に名づける環境づくりに努めるものとする。

⑤ 外国籍児童・生徒が、自らの力で将来の進路を切り開いていけるよう進路保障に努めるものとする。

⑥ 外国籍市民・日本人双方の子どもたちが自己の文化と他者の文化にふれる活動の充実に努めるものとする。

⑦ 各校・園・所の実態にあった指導計画を作成し、全教職員の共通理解のもと、主体的な取組を行うよう努めるものとする。

⑧ 最新の情報や教育実践を交流し、正しい教育観の確立と指導力の向上に努めるものとする。

(3) 市民の責務

① すべての市民は、韓国・朝鮮人を中心とした在日外国人が日本に定住するようになった歴史を正しく認識し、相互の信頼と友好に基づく新しい歴史の創造に努めるものとする。

② すべての市民は、外国籍市民が本名を名づける、呼び合える社会の実現に努めるものとする。

③ すべての市民は、多文化共生社会の創造と、豊かな心を持った国際人となるよう努めるものとする。

